

第1編 共通災害対策

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、唐津市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、消防本部、市区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、唐津市総合計画の基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」を基礎とし、唐津市都市計画マスタープランと連携した防災対策を推進する。

さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、唐津市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画に基づいて作成し、整合性を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、唐津市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 各種災害における対処は、本計画の定めるところによるほか、水防のための水防管理者としての対処等は、別途定める「唐津市水防計画」による。
- 4 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、
 - ・人命の保護が最大限図られる
 - ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持させる
 - ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧・復興

を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくこととし、「唐津市国土強靱化地域計画」を定め、これを推進する。

- 5 今後、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合は唐津市防災会議において修正するものである。

第3節 計画の構成

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、
 - 第1編 共通災害対策
 - 第2編 風水害対策
 - 第3編 地震・津波災害対策
 - 第4編 原子力災害対策
 - 第5編 その他の災害対策
 - 「大規模火事災害対策」
 - 「林野火災対策」
 - 「海上災害対策」
 - 「鉄道災害対策」
 - 「航空災害対策」の5編をもって構成する。
- 2 唐津市地域防災計画の共通となる編を「第1編 共通災害対策」とし、第3編以降において定めがない事項に関しては、「第2編 風水害対策」を準用する。
- 3 計画の詳細な要領や基礎資料などは別途「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する。
- 4 本計画の推進に当たっては、男女共同参画の視点に立ち、防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性参画の拡大等、男女双方の視点からの防災体制の充実に努める。
- 5 本計画に係る関係資料は、関係各所管の部署で別途作成し管理する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 佐賀県、関係機関等

(1) 県

県は、災害が市の区域を越え広域にわたる時、災害の規模が大きく本市で処理することが不相当と認められる時、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする時などに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(2) 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全の秩序を維持する活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法に基づき、災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、市、その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

3 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時から、災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地区住民による相互救援の気風を醸成し、一人ひとりが災害に対し、最善の対策をとるよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する調査、研究に関すること。 (3) 市地域保全事業等に関すること。 (4) 防災に関する組織の整備に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 (8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること。 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 (10) 災害時の広報に関すること。 (11) 避難の指示等に関すること。 (12) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 (13) 災害時における各市消防団との連絡調整に関すること。 (14) 消防活動に関すること。 (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること。 (16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること。 (17) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること。 (18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (19) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること。 (20) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること。 (21) 他の市町との相互応援に関すること。 (22) 災害時の文教対策に関すること。 (23) 災害復旧・復興の実施に関すること。 (24) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 佐賀県

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 市及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 (3) 防災に関する調査、研究に関すること。 (4) 県土保全事業等に関すること。 (5) 防災に関する組織の整備に関すること。 (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 (10) 災害時の広報に関すること。 (11) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。 (13) 防疫その他保健衛生に関すること。 (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (16) 避難行動要支援者への支援に関すること。 (17) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること。 (18) 自衛隊の災害派遣に関すること。 (19) 他の都道府県との相互応援に関すること。 (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。 (21) 災害時の文教対策に関すること。 (22) 災害復旧・復興の実施に関すること。 (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 県警察

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害警備計画に関すること。 (2) 警察通信確保に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害装備資機材の確保に関すること。 (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (6) 防災知識の普及に関すること。 (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (8) 被害実態の把握に関すること。 (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。 (10) 行方不明者の調査に関すること。 (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。 (12) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。 (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 (16) 広報活動に関すること。 (17) 死体の見分・検視に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 イ 広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ウ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること。 カ 災害時における警察通信の運用に関すること。 キ 津波警報等の伝達に関すること。
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	ア 災害復旧事業費の査定立会に関すること。 イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関すること。 ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関すること。 エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること。 オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること。
(3) 九州厚生局	ア 災害状況の情報収集 イ 関係職員の現地派遣 ウ 関係機関との連絡調整
(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	ア 国土保全事業(農地海岸保全事業、農地防災事業等)の推進に関すること。 イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること。 ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること。 エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること。 オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること。 カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること。 キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること。 ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること。 ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること。
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	ア 森林治山による災害防止に関すること。 イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。 ウ 災害対策用木材(国有林)の払下げに関すること。 エ 林野火災対策に関すること。
(6) 九州経済産業局	ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 災害時の物価安定対策に関すること。 ウ 被災商工業者への支援に関すること。
(7) 九州産業保安監	ア 鉱山における災害の防止に関すること。 イ 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
督部	ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関する事。
(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、 佐賀運輸支局唐 津庁舎)	ア 災害時における輸送用車輛のあつせん・確保、船舶の調達・あつせんに関する事。 イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事。 ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関する事。 エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事。
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張 所)	ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関する事。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
(10) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部、 三池海上保安部)	ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関する事。 イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関する事。 ウ 海上災害に関する指導啓発、訓練に関する事。
(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	ア 気象・水象・地象(地震及び火山現象を除く)に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関する事。 イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事。 ウ 津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関する事。 エ 災害時における気象資料の提供に関する事。 オ 気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
(12) 九州総合通信局	ア 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 イ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事。 ウ 災害時における電気通信の確保に関する事。 エ 非常通信の統制、管理に関する事。 オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
(13) 佐賀労働局	工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事。
(14) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 筑後川河川事務所、 唐津港湾事務所)	ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事。 イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事。 ウ 水防警報の発表及び伝達に関する事。 エ 水防活動の指導に関する事。 オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。 カ 高潮、津波災害等の予防に関する事。 キ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事。

5 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関する事。
(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関する事。

6 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	ア 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 気象警報、津波警報の伝達に関すること。 ウ 災害時における通信の確保に関すること。
(2) 株式会社NTTドコモ九州 (佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること。 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること。
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	ア 災害時における医療救護の実施に関すること。 イ 災害時における血液製剤の供給に関すること。 ウ 義援金品の募集、配分に関すること。 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。 イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること。 ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること。 エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること。
(9) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所)	高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること。
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。 ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
(11) 日本貨物鉄道株式会社 (佐賀支社)	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること。 ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
(13) 九州電力送配電株	ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
株式会社(唐津配電事業所)	イ 災害時における電力供給の確保に関する事。。
(14) 日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	ア 災害時における郵政業務の確保に関する事。。 イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関する事。。 イ 被災者に対する医療救護の実施に関する事。。
(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会	ア LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する事。。
(3) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会	災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事。。
(4) 社団法人佐賀県トラック協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	ア 市民に対する防災知識の普及に関する事。。 イ 気象(津波)予警報等の周知に関する事。。
(6) 株式会社サガテレビ	ウ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関する事。。
(7) 長崎放送株式会社 NBCラジオ佐賀局	
(8) 社団法人佐賀県医師会	災害時における医療救護活動への協力に関する事。。
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関する事。。
(10) 社団法人佐賀県看護協会	災害時における看護、保健指導に関する事。。
(11) 社団法人佐賀県歯科医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関する事。。 イ 身元確認に対する協力に関する事。。
(12) 社団法人佐賀県薬剤師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関する事。 イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関する事。
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	ア 災害ボランティアに関する事。 イ 生活福祉資金の貸付に関する事。 ウ 県・市が行う被災者状況調査の協力に関する事。。
(14) 一般社団法人佐賀県建設業協会	ア 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合農業共済組合 森林組合及び漁業協同組合	県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関する こと。
(2) 商工会議所、商工会	県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連 携に関すること。
(3) 佐賀県地域婦人連絡協議会	県域内の災害対策に対する助言に関すること。（被災者支 援及び女性の視点を生かした災害対策の推進）
(4) 公益社団法人佐賀県社会福祉 士会及び一般社団法人佐賀県介 護福祉士会	県域内の災害対策に対する助言に関すること。（各会が関 わる分野における被災者、避難行動要支援者の支援等の災害 対策の推進）
(5) 佐賀県民生委員児童委員協議 会	市域内の災害対策に対する助言に関すること。（地域安全 及び避難行動要支援者への支援を中心とした地域における災 害対策の推進）
(6) 佐賀県老人福祉施設協議会、 佐賀県身体障害児者施設協議 会、佐賀県知的障害者福祉協 会、佐賀県保育会、社団法人佐 賀県私立幼稚園連合会及び佐賀 県私立中学高等学校協会	市域内の災害対策に対する助言に関すること。（それぞれ の団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推進 （必要に応じて他の関係団体と協力））
(7) 特定非営利活動法人佐賀県難 病支援ネットワーク	市域内の災害対策に対する助言に関すること。（難病患者 等に関する災害対策の推進）
(8) 佐賀県防災士会	市域内の災害対策に対する助言に関すること。（地域にお ける自立的な災害対策の推進）
(9) 佐賀県公民館連合会	市域内の災害対策に対する助言に関すること。（地域の防 災拠点（避難所）における災害対策の推進）
(10) 財団法人佐賀県国際交流協会	市域内の災害対策に対する助言に関すること。（外国人に 関する災害対策の推進）
(11) 水道事業者、水道用水供給事 業者、工業用水道事業者	ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、 防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時における給水の確保に関すること。
(12) 電気通信事業者（西日本電信 電話株式会社、株式会社NTT ドコモ、KDDI株式会社、ソ フトバンク株式会社を除く）	ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関 すること。 イ 災害時における通信の確保に関すること。
(13) 都市ガス事業者、液化石油ガ ス（LPガス）事業者	ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関するこ と。 イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(14) 国立大学法人佐賀大学医学部 附属病院	ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関するこ と。
(15) 病院等医療施設の管理者	イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関するこ と。
(16) 社会福祉施設の管理者	災害時における施設入所者の安全確保に関すること。
(17) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関する こと。 イ 災害時における文教対策の実施に関すること。
(18) 道路・下水道施設・河川・砂 防施設等・治山施設等・港湾・ 漁港・農業用排水施設の各管 理者、海岸管理者・施行者	所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関するこ と。
(19) 危険物施設等の管理者	災害時における危険物施設、高圧ガス施設、L P ガス施 設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設 の安全確保に関すること。
(20) F M からつ株式会社	ア 暴風、大雨、洪水その他の警報及び避難指示等に係る 緊急放送に関すること。
(21) 株式会社ぴ〜ぷる	イ 被災に係る情報及び市民の安否情報等の緊急放送に関 すること。
(22) その他法令又はこの計画によ り防災に関する責務を有する者	法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること。

第3章 唐津市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

本市は、佐賀県の西北部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面した沿岸地域であり、総面積は、約487.60km²※である。

※出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

2 地勢（地質）

本市の地勢は、脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っており、東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成している。

3 海岸

本市には、屈曲に富んだリアス式海岸の玄界灘沿岸があり、唐津港、呼子港、星賀港といった良港や海水浴に適した砂浜を有しているが、冬期の風浪による浸食が起きている。

4 河川

市内の河川は、日本の平均的性格を有する一級河川松浦川がある。その水系河川や玉島川水系などの2級河川等は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

第2項 気候

本市の気候は、日本海型気候区に属し、年平均気温は16℃～17℃であり、過去10年の最高気温の平均は、35.7℃、最低気温の平均は、マイナス2.3℃であるが、比較的に穏和である。

当地域の降水量は年間1,947mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、943mm程度の雨をもたらす。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく社会的環境により、その態様及び被害の状況が異なってくる。

本市は、次のような社会的環境により災害に対する脆弱化が高くなりつつあるので、これらの変化に十分配慮し、防災対策を推進する。

- ① 都市化に伴う人口の密集化、旧市街地における建物の老朽化
- ② 高齢化、国際化に伴う高齢者、外国人または障がい者（児）等の要配慮者の増加
- ③ ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大。
- ④ インフラ整備に伴う災害発生からの減少からくる市民の防災意識の低下
- ⑤ 市民の近隣相互扶助意識の低下等

1 人口

令和2年国勢調査における、本市の人口は、117,373人で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約4.41%減少している。

また、世帯数においては、44,192世帯で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約0.73%増加している。

《参考：平成22年国勢調査人口及び世帯数126,926人、43,651世帯》

《参考：平成27年国勢調査人口及び世帯数122,785人、43,872世帯》

2 建物状況

平成30年1月現在における本市の建物棟数は、家屋総数で64,741棟、このうち木造家屋は、約83.4%にあたる53,965棟である。木造建物が多い地域は過密化と狭隘道路によって火災危険区域となっているところがある。

3 交通事情

本市唐津を基点とした主要都市への道路網は、国道202号及び西九州自動車道が福岡市から本地域内を通り伊万里市へ、国道203号は佐賀市へ、国道204号が東松浦半島を通り伊万里市へと通じており、国道323号は、浜玉町から大和町（佐賀市）へ至り国道263号に接続し、北は福岡市へ、南は佐賀市へと通じている。また、国道203号沿いの多久市に長崎自動車道インターチェンジがある。

鉄道網は、唐津駅を基点として、JR筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、そして松浦川沿いに伊万里市まで通じ、またJR唐津線が佐賀市まで、佐賀市から長崎本線で鳥栖市まで通じて主要都市を結んでいる。

4 ライフライン等関連施設

(1) 電気関連施設

ア 本市と隣接の玄海町には九州電力（株）の原子力発電所が設置されている。

イ 本市の二太子海岸地区に設置されていた九州電力（株）の火力発電所は廃止後、令和5年4月から施設の一部は「安全みらい館」として、九電グループ従業員を

対象にした安全教育施設として運用されている。

(2) 上下水道関連施設

ア 市上水道関連施設が、和多田、久里、神田、浜崎、伊岐佐、中山、厳木、北波多、高串、入野、納所、名護屋、呼子、打上地区にそれぞれ、設置されている。

イ 汚水処理施設としては、市浄水センター（自家発電保有）が二タ子に設置されている他、浜玉、相知、北波多、呼子にそれぞれ浄水センターが設置されている。

また、各所に農業・漁業集落排水施設及び小規模集合処理場が点在している。

ウ 汚泥再生処理センター施設が、呼子町に設置されている。

エ 市設置型の浄化槽として、市が設置し、又は、個人が設置したものを寄附採納により、市が維持・管理を行っている。

(3) 電信電話関連施設

本市大名小路、厳木、相知、呼子、鎮西、七山等の地区にN T Tの交換局等が設置されている。

(4) ケーブルT V放送等関連施設

ア 本市東大島町に株式会社ぴ〜ぷる、呼子に株式会社ネットフォーが設置され、また、両エリア外の地区は、唐津市の有線テレビジョンによる放送を提供している。

イ 本市南城内にF Mからつ株式会社が設置され、F Mによる放送を提供している。

(5) 石油コンビナート関連施設

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令改正により、石油コンビナート関連施設指定が解除された。

〈参考：石油コンビナート等特別防災区域〉

- ・大島地区の石油油槽所及び液化天然ガスの大型タンク
- ・二タ子の唐津港東港地区内の火力発電所用備蓄重油タンク

第4章 平素からの市民の備えと防災・災害対応

第1節 災害環境等の変化

第1項 近年の災害状況	
-------------	--

1 風水害

- (1) 唐津の地形は、北部は海に面し河川と山に囲まれた一帯に街が発達しており風水害等に対しては必ずしも強い地形ではない。太平洋で発生する台風は、太平洋高気圧の縁を廻って北上し、唐津付近を通過する傾向があり、毎年のように水害や土砂災害が発生している。特に、近海においては最大瞬間風速50m/秒を越える台風も来襲している。また、洪水のみならず高潮による被害の危険性も高い。
- (2) 平成18年9月16日～18日の台風13号は土石流や、土砂災害が発生し、全市民一丸となって災害対応を行った。
- (3) 平成30年7月5日～7日の豪雨では、大雨特別警報が佐賀県で初めて発令され、人的被害（重症1名）も発生し、住家・道路・河川被害も多数に及んだ。筑肥線では線路への土砂流入で脱線事故が発生した。
- (4) 令和元年8月27日～30日の大雨では、再び大雨特別警報が発令され、人的被害はなかったものの、多数のインフラ被害が生じた。この大雨により、佐賀地方では甚大な被害が生じ、死傷者も出る大災害となった。
- (5) 令和2年6月中旬から7月末まで梅雨前線の影響により長雨が続き、7月の月間累積雨量は814mmに達し過去最高記録を塗り替えた。
- (6) 令和2年9月6日～7日にかけて、特別警報級の台風10号が唐津西方を通過した。最大瞬間風速は40m/秒を記録し、9040戸が停電した。避難者は市が開設した避難場所だけでも2327人（1226世帯）、地区集会所やホテル・旅館等への避難を加えると推定6000人（市民の約5%）に上った。
- (7) 令和3年8月11日から19日にかけて、前線が九州付近に停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の周辺から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、記録的な大雨となった。なお、この不安定な状態は19日にかけて継続した。

本県では、8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100ミリを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表され、14日14時50分には大雨特別警報が唐津市に発表された。1日降水量は、唐津264.0ミリで観測史上1位の値を更新した。

- (8) 令和4年9月18日から19日にかけて、台風14号が勢力を維持した状態で九州南部に上陸し、19日午前3時ごろ唐津市に最接近した。唐津市では、市が開設した避難場所に最大753人が避難した。またアメダス唐津観測所で最大瞬

間風速44.1m/秒を観測し、歴代1位を更新した。人的被害として重傷者2人（骨折）があり、市内全域で最大7760戸（市内の11.8%）が停電した。

2 地震・津波災害

- (1) 我が国の周辺には、4つのプレートがあり、内陸部には多数の活断層が分布しており、プレート境界で発生する地震、沈み込むプレートの内部で発生する地震、内陸部の活断層等の地殻内で発生する地震等が散発している。
- (2) 平成7年1月17日（M7.3）の阪神・淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災（日本周辺における観測史上最大の地震M9.0）、平成28年4月14日（M6.5）及び平成28年4月16日（M7.2）の2度も震度7クラスの揺れが熊本地方をおそった平成28年熊本地震は甚大な被害をもたらした。

平成28年熊本地震においては、本市に大きな被害はなかったが、被災地に対して救援物資の提供や避難所運営支援などを目的とする職員派遣等を実施した。

3 原子力災害

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、平成23年3月11日の東日本大震災（M9.0）の津波に伴い、全交流電源を喪失し、原子炉を冷却できなくなり、1号炉・2号炉・3号炉で炉心溶融（メルトダウン）が発生して、放射性物質の漏えいを伴う重大な原子力事故に発展し、当該地区単独による災害対応の限界を大きく越えた複合災害対応の問題が生起し、玄海原子力発電所に隣接する地域として多くの教訓を得るとともに、原子力発電所被災地に対して本市消防本部から緊急消防援助隊の派遣等を実施した。
- (2) 本市は、国、県と連携して、国策により離島等において放射線防護対策施設を整備し、原子力災害避難計画を作成した。市は、既作成の原子力災害対応避難（行動）計画等の整備充実を行っている。
- (3) 平成30年12月「唐津市原子力防災ガイドブック」を作成して市民へ配布し、原子力災害時の対応等について啓発を行い、原子力災害時の避難実効性の向上に努めている。

第2項 防災環境の変化	
--------------------	--

本市も、近年の社会環境の変化に伴い、少子・高齢化の進行、独居世帯の増加、山間部の過疎化及び地域コミュニティにおける共助体制の未整備地区が多数残っており、これらを踏まえた防災体制の整備充実の重要性を実感している。

また、自然離れや過度の電子機器依存による生活などライフスタイルの変化も自然災害の度合いを増幅させる要因として考えられ、災害に対する脆弱性の一要因となり、市は、地域ぐるみの住民あがりの災害対応に着手している。

第2節 市民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及	各防災関係機関、学校等 市（危機管理防災課、学校教育課、生涯学習文化財課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課）
----------------	---

1 職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

各防災関係機関は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて防災対応への見識を深める。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、市民に対して、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努める。

防災知識の普及にあっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮する。例えば、避難所運営マニュアルの作成の際には、男女共同参画の視点を取り入れるなど、様々な方が安心して避難できるマニュアルとなるように努める。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関

係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

ア 県、市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

イ 県、市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(イ) 警報等発表時や警戒レベル4（避難指示）、警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時にとるべき行動

(ロ) 大雨の前には自家用車や農業機械を避難させる（ただし、災害の状況によっては、命を守るため自身の避難を優先させる）」こと

(ハ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

(ニ) 「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項

低平地が多い佐賀県の地理的特性から道路冠水が珍しくないため、そこを安易に自動車で通過しようとする傾向にある。令和元年佐賀豪雨災害でも自動車ごと流されて2名の尊い命が失われたように、道路冠水時にはクレークや河川との境界が分からなくなったり、想像以上の流れがあるなど、生命に危険が及ぶ場合があり、このことについて住民に対して啓発を行っていくことが必要

(ホ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(ヘ) 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること

(ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

エ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 災害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、住民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(3) 講習会等の開催

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、総合的な防災知識の普及に努める。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 学校教育における防災教育

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

市は、学校における消防団等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(6) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(7) 避難タイムラインの作成

市は、大雨等の災害の際に、住民自身やその家族がどのように避難行動をとるか、予めまとめた「マイ・タイムライン」の作成を促すものとする。

3 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センターやケアマネジャー等）の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

4 住民への分かりやすい水害リスクの提供

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

また、民間気象情報会社の防災気象情報についても、住民が分かりやすい形で提供できるよう努める。

第2項 消防団の育成強化	市（消防本部、危機管理防災課）
---------------------	-----------------

消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防ぎょ活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

1 消防団活動への理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3項 水防団及び水防協力団体の育成強化	市（消防本部）
-----------------------------	---------

市は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備及び水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第4項 自主防災組織等の育成強化	事業所、住民 市（危機管理防災課）
-------------------------	----------------------

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自分達の地域は自分達で守る」という意識のもとに、住民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者の援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うことができるように、市は、自治会、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 地域住民等の自主防災組織と防災訓練

市は、地域住民の防災に関する役割、責務等の啓発、周知を図り、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自覚、連帯感に基づき自主防災組織の結成、育成を図るとともに、防災訓練の実施に努める。自主防災組織の育成等に当たっては、地域としての防災力を最大限発揮するため、自主防災組織のリーダー育成、規約の作成、防災計画の作成、防災活動等について助言を行う。

また、自主防災組織による防災訓練やリーダー研修会等への女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の編成と役割、活動内容等

ア 自主防災組織を結成し、活動を推進するためには組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの役割分担を決め、組織を編成する。

イ 自主防災組織の役割、設置する地域区分、設置方法等の一例

役 割	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
地域区分	行政区、町内会等
設置方法	組織に参加する住民相互の合意・規約に基づくことを原則とする

ウ 自主防災組織の組織編成、活動内容等の具体例

○編成に当たっては、役割ごとの班を編成し、各班に指揮者（班長）を定める。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
情報班	・地域の災害危険地区の把握 ・情報の収集・伝達 ・広報、啓発活動	・状況把握 ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達 ・報告活動
消火班	・器具点検 ・防火広報	・初期消火活動
救出・救護班	・地域内の安全点検 ・防災資機材調達・整備点検	・被災住民、負傷者等の救出 ・救護活動
避難誘導班	・避難場所（路）・標識点検 ・災害時要配慮者の把握	・住民の避難誘導活動 ・災害時要配慮者の援助
給食・給水班	・器具の点検	・水、食料等の配分

		・炊き出し等の給食・給水活動
--	--	----------------

(2) 市における自主防災組織の結成状況

ア 市における自主防災組織の組織数は伸び悩む状態にある。

活動は防災訓練や防災研究会等、地域の実情や課題に合わせ、多岐に及んでいる。

イ 唐津市内の自主防災組織一覧表（令和5年4月30日現在：80組織）

「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

2 資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や救助、救護のための資機材の充実に努める。

また、資機材には自主防災組織が地域住民のために開設する避難場所を使用する毛布や食料などの備蓄品整備も対象とし、住民主導の避難場所・避難所開設運営の推進に努める。

第5項 企業防災の促進	事業所 市（危機管理防災課、関係課）
--------------------	-----------------------

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報の提供等の取り組みを行うとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

1 要配慮者施設の防災体制

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設（「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂）の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び当該計画に基づく避難訓練を実施しなければならない。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

2 大規模工場等の防災体制

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

なお、令和5年4月現在で市内に対象となる大規模工場等はない。

第6項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	事業所、住民 市（関係課）
----------------------------------	------------------

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第7項 ボランティア活動の環境整備	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県及び唐津市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関 市（福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、保健医療課、男女共同参画課、地域づくり課、建築住宅課、道路河川管理課、危機管理防災課）
--------------------------	---

災害時における住民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1 ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成

市は、平常時から、CSO（市民社会組織）等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

2 災害ボランティア活動の環境整備

ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県及び唐津市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。

3 ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、臨床心理士、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア等） (12) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 災害時要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第8項 技術者の育成・確保	市（障がい者支援課、男女共同参画課、地域づくり課、道路河川管理課、建築住宅課）
----------------------	---

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者

等の育成を図り、あらかじめ登録しておく。

技 術 者 名	業 務 内 容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者（児）に対する手話による支援
外国語通訳者	外国人通訳者、在住外国人サポーターの活用

第3節 平素からの住民の備えと防災対応

第1項 平素から行える基本的な事項	住民
-------------------	----

最近の災害は、気象環境の変化等によりこれまでに経験したことがないような災が各地で多発している。

市民は平素から「自らの命は自らが守る」を基本として、「備えあれば憂いなし」を思い起こし、平素から災害に備えて十分な準備をし、被害を最小限に抑えることが大切であり、必要最小限の体制を確保しておくことが重要である。

1 自分達の身を守るための防災対策の基本事項

〈優先順位の考え方の一例〉

「①命に係るもの」
「②ないと困るもの」
「③あると便利なもの」

等に区分して、平素から災害等に備える

2 災害等の非常時に備えるための市民としての備蓄品の一例

区 分	備 蓄 品 の 一 例
脱出 救助等用品	・ハンマー、バール、ロープ、のこぎり等
	・笛、懐中電灯等
	・運動靴、長靴、スリッパ等
生存 生活用品	・飲料水（1日3ℓ/人）
	・非常食（乾パン、缶詰、レトルト食品、ビスケット、チョコレート等）
	・缶きり（多機能なものが便利）
	※赤ちゃんのいる家庭は、粉ミルク・ほ乳びん・紙コップ・紙おむつ等
	・常備薬等の医薬品
	・下着、タオル、軍手、防寒具等
	・毛布、タオルケット等
	・チリ紙、トイレットペーパー、ウエットティッシュ等
	・ヘルメット、防災頭巾、マスク
	・カセットコンロ、マッチ、ライター、ろうそく
その他	・貴重品 （現金（小銭も）、貯金通帳、印鑑等）・携帯ラジオ・電話、乾電池等
【備蓄要領等】 ★災害が起きても使用できるところに保管する。 ★家族全員で話し合う。	

第2項 平素から行える住民の防災行動	住民
--------------------	----

住民は、平素から防災意識を保持し、普段からの備えと早め早めの行動が自分や身近な人の命を守る。特に、災害から身を守るためには、自分自身の平素からの備えが重要である。

また、社会インフラの情報システムの発達に着目し、防災関係情報の入手先、入手要領、入手手段等を確認したり、近くの避難所等を事前に確認しておくことが重要である。

1 災害関連情報の主な入手先

- (1) 市防災行政無線(60MHz及び280MHz防災ラジオ)
- (2) 市行政放送、市広報車
- (3) 唐津市情報メール、県防災ネットあんあん
- (4) 市ポータルサイト(ホームページ)
- (5) FMからつによる緊急災害等放送
- (6) 唐津市G空間情報収集システム
- (7) 唐津市公式LINE(ライン)
- (8) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信
- (9) インターネット、テレビ、ラジオ等

2 緊急時に備えた必要最小限の持ち出し品目等の事前準備

3 緊急時における家族等との連絡、連携要領等の家族全員による話し合い

4 避難のための準備

- (1) 居住地区周辺の市指定緊急避難場所及び避難所に至る経路等の事前確認
大雨、洪水時等の状況を想定し確認しておくことが重要
- (2) 避難所に持ち込む必要最小限の食料、飲料水及び貴重品等の事前準備
- (3) 避難行動要支援者にあつては、住所や電話番号等最小限の情報を、事前に支援を行う人等への提供が必要である。市役所本庁または最寄りの市民センターに相談する。

5 避難行動

- (1) 自分達の身を守るためには、早めの避難が重要である。
市の避難指示等がでなくても、身の危険を感じた場合等は自主的に市指定緊急避難場所への避難も可能。市役所本庁または最寄りの市民センターに相談する。
- (2) 自然現象のため不測の事態等も想定され、災害の状況によっては、指定緊急避難場所へ避難することが必ずしも適切ではなく、指定緊急避難場所へ移動することが、かえって危険が増加することもある。
事態の切迫した状況等に応じて、自宅の2階や、隣接建物等に避難することがあるので、その時の状況を確認してから行動をおこした方がよい場合もある。

第3項 市等が発令する避難指示等の種類と住民の対応

住民、関係各対策部・課

1 避難に係る防災情報の区分と住民に求める行動等

避難区分(発令時の状況例)	住民に求める行動	洪水等における行動一例
高齢者等避難 【警戒レベル3】 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	次に該当する者は避難開始 ・高齢者、体の不自由な者、小さな子供がいる者、避難に時間のかかる者、これらの者の避難を支援する者 ・避難場所への避難が困難な場合は近くの安全な場所に避難 ・それ以外の者は、気象情報に注意して危険だと思ったら早めに避難をする
避難指示 【警戒レベル4】 危険な場所からすべての者が避難行動を開始しなければならない段階であり人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所にいるすべての者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・これまでの「避難勧告」のタイミングで発令するもの。	・速やかに避難を開始 ・外が危険な場合は、屋内の高い所などに避難
緊急安全確保 【警戒レベル5】 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了させる ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	・緊急に避難 ・外が危険な場合は、屋内の高い所に緊急に避難

第4項 「特別警報」への対応等	住民、関係各対策部・課
-----------------	-------------

1 特別警報の意義

特別警報はこれまでの各種気象警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まった状態において、気象庁が発表するもの。

2 特別警報が発表されたら

これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状態にあるため、周囲の状況に注意し、直ちに市の避難情報に従うなど、命を守る適切な行動を各自とる。

3 特別警報の注意事項

「特別警報が発表されていない」は「災害が発生しない」ことを表すわけではない。これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが重要である。

〈用語の定義〉

1 『高齢者等避難』における「高齢者等」とは

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とその支援者を指す（災害対策基本法、避難情報等に関するガイドライン【内閣府】）

2 「避難行動要支援者」とは

当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法）

第4節 防災訓練の取り組みと実施

広範囲にかつ同時に発生する各種災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関相互間及び防災関係機関と市民等の間における連絡伝達体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施と地域住民等の参加が必要である。

第1項 防災訓練への取り組み	県警察、各防災関係機関、自主防災組織・事業所等、市民市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------------	---

各防災関係機関及び災害時要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第2項 防災訓練の実施	県警察、各防災関係機関、自主防災組織・事業所等、市民市（消防本部、危機管理防災課）
--------------------	---

1 総合防災訓練

市及び消防関係機関は、県が行う総合防災訓練に積極的に参加・参観し、防災に関する技術の向上及び意識の向上を図る。

2 各種防災訓練

市は、国、県、他市町、県警察、消防本部及びその他の防災関係機関等と連携し、次の訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とすることとする。

- (1) 災害発生時の広報
- (2) 避難誘導及び警戒区域の設定
- (3) 避難行動要支援者の安全確保
- (4) 消防、水防活動
- (5) 救助・救急活動
- (6) ボランティアの活動体制の確立
- (7) 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- (8) 被災者に対する生活情報の提供

(9) 避難場所・避難所の設置運営

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として当該市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、県、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第5章 防災、災害応急対策に資する情報収集・伝達システムの整備

第1節 通信手段の整備

第1項 情報の収集・連絡体制及び連絡手段の整備等	電気通信事業者、広聴広報課、情報政策課、危機管理防災課、道路維持課
---------------------------------	-----------------------------------

県、市及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、市民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などを推進するとともに県及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、県、市及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

県、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、県及び市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

県、市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、道路や河川、クレーン等に防災カメラや水位計を設置することにより、浸水状況を早期に把握するとともに、住民への迅速な情報提供に努める。

さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

県、市及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報大規模停電時も含めを常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、60MHz防災行政無線システム及び280MHzデジタル同報無線システムのほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、情報メール、市ホームページ、行政放送（チャンネルからつ）、ソーシャルメディア（LINE、Twitter、Facebook）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努める。加えて、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

県、市及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

(5) 防災情報システムの活用

市は、防災情報、災害情報の迅速な処理、災害の予測を図るため、県が整備している防災情報システム等の活用を図る。

(6) 市における体制の整備

ア 市防災行政通信施設の整備

本市の防災行政通信施設は、災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達手段の確保を図るため、基幹的な通信基盤として構築したものである。

この市防災行政通信施設は、県、消防機関、本庁、各市民センター、避難場所等を結ぶ、重要な通信施設であり、風水害時においてもその機能が十分発揮できるよう、施設の風水害に対する安全性を確保するとともに、庁舎用非常用電源設備の整備や平素からの非常用電源を用いた訓練の実施、的確な操作の徹底等停電対策の充実に努めるものとする。

また、防災情報を確実に市民へ提供することができるよう、市防災行政通信施設の多重化を図るとともに、その施設の維持及び整備に努める。

イ 災害情報提供システムの整備

市は、防災情報、災害情報等を住民等へ提供するため、災害情報提供システムの整備を推進する。

(ア) 災害情報提供システム

災害情報提供システムは、市内全域の60MHz防災行政無線システム及び280MHzデジタル同報無線システムを運用し、併せて佐賀県防災情報システムや各種情報伝達システムを活用することにより、避難情報や緊急情報を市民等へ迅速かつ確実に伝達し、市民の安全確保に資するものとする。

(イ) 主な災害情報提供システムの機能

- (a) 60MHz防災行政無線システム
- (b) 280MHzデジタル同報無線システム（280MHz帯電気通信業務用ページャ）
- (c) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (d) 緊急速報メールサービス
- (e) L-ALERT（緊急情報のテロップ放送等）
- (f) 市情報メール
- (g) 市ホームページ（SNSを含む）
- (h) 行政放送（チャンネルからつ）
- (i) 市公式LINE
- (j) G空間情報収集システム
- (k) 緊急放送システム（FMからつからの緊急放送）
- (l) 唐津市防災気象情報（自主避難促進支援サービス：ウェザーニューズ社）

(7) 市における体制の充実・強化

市は、市民等への情報伝達が迅速に行えるよう、60MHz防災行政無線システム及び280MHzデジタル同報無線システムや全国瞬時警報システム（J-ALERT）の施設・設備の管理に万全を期すとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。加えて、ケーブルテレビなどの情報伝達手段の活用を図る。

また市は、コミュニティFM局（FMからつ）との協定を円滑に運用するための連絡体制の確認や災害FMの活用方法を平常時から認知することなど、災害時に活用できる体制を構築する。

加えて、各防災関係機関と連携して、市民に対し280MHz帯電気通信業務用ページャの戸別受信機である防災ラジオを常備することやラジオを視聴できるアプリケーションをスマートフォンにダウンロードすることなどの啓発に努める。

(8) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2 情報の分析整理

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保を図っている。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

県及び市は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

- ・ 災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録さ

れた伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

・ 災害用伝言板

携帯電話のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

県、市及びその他防災関係機関は、風水害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努めるものとする。

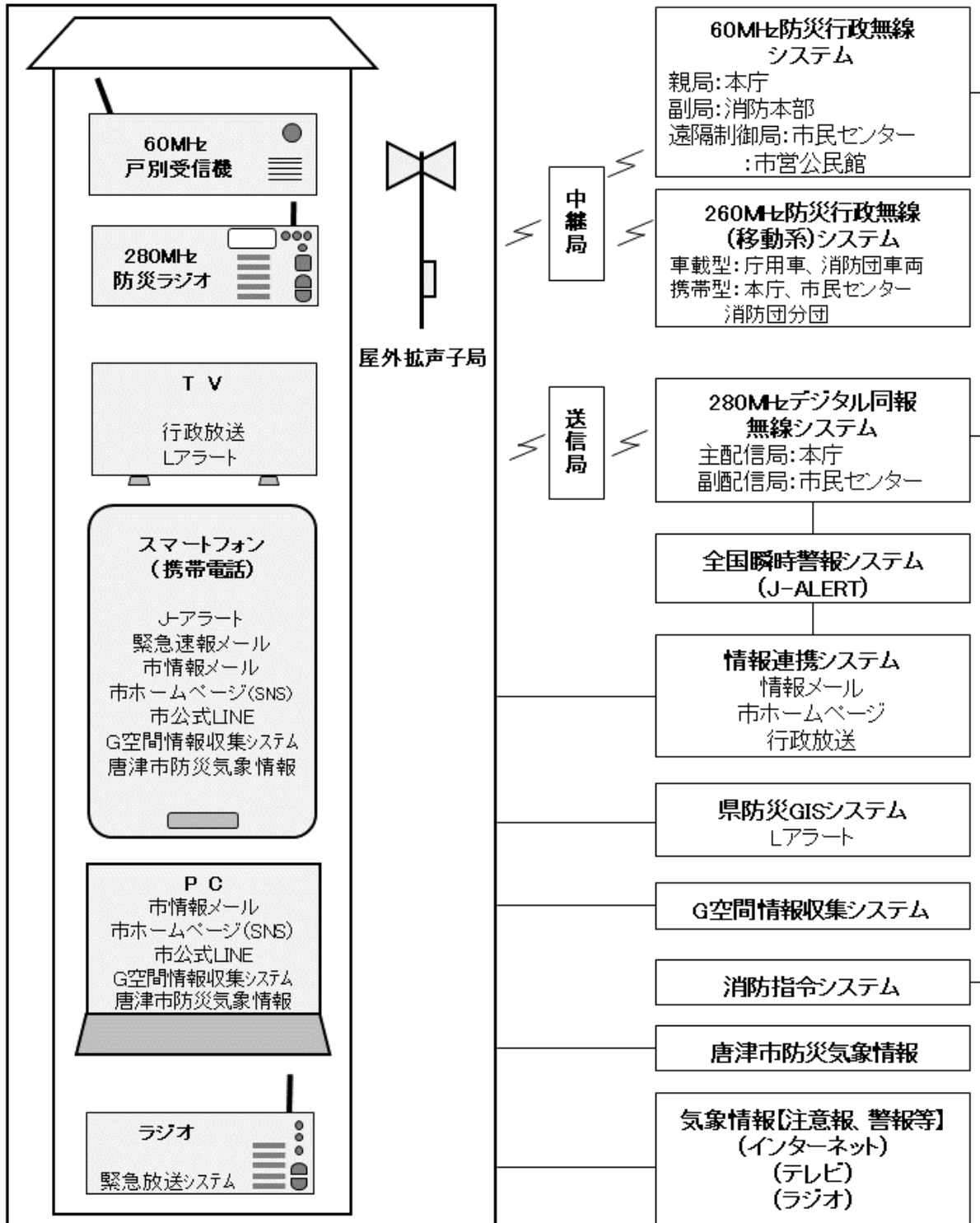
(2) 非常通信の普及・啓発

県及び市は、防災関係機関に対し、風水害時における非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図るものとする。

【登録一覧表】

情報メール 	唐津市情報メール 携帯電話やスマートフォン、パソコンのメールに市から災害・防災情報や火災情報などを発信します。 登録は無料で、インターネットで手続きできます。
市公式LINE 	唐津市公式LINE QRコードで追加するか、ID検索で登録します。 ID：@karatsushi ・災害時の気象情報や避難情報などをメッセージで通知 ・原子力災害時の避難ルートマップの確認 ・その他、行政情報やイベント情報等をメッセージで通知
防災気象情報 	唐津市防災気象情報（ウェザーニューズ） 唐津市域の詳細な気象情報、市役所本庁・各市民センターエリア毎の雨量など、より詳細な情報を確認できます。
気象庁 	唐津市の防災情報（気象庁） 発表中の警報・注意報や今後の推移、天気予報、アメダス、地震情報などを確認できます。 土砂災害、浸水害、洪水災害など、災害が起こる危険度をマップ上の「色」で確認できます。
防災ネットあんあん （Android用）  （iPhone用） 	防災ネットあんあん（佐賀県） スマートフォンアプリによる、県内の防災情報等について確認できます。

【防災情報提供システムイメージ図】



第2項 市災害情報提供システムの活用促進 に向けた各種整備の充実	唐津市各対策部、各市民センター 市営公民館等
---	---------------------------

1 市災害情報システムの整備充実

- (1) 市は、既設の光ケーブルを活用し行政放送を行い、インターネット回線等を活用し部外との接続を行い、幅広い情報収集、伝達能力の整備向上に努める。
- (2) 災害現場の状況等、庁舎外においても迅速に情報を共有するために、LTE回線を活用した資機材の整備について推進・強化を図る。

2 公共施設の情報インフラの整備

公共施設に公衆無線LANを整備することにより、多数の者の災害時の情報取得手段の確保を図る。特に指定緊急避難場所及び指定避難所となっている公共施設においては優先的に整備する。

第3項 災害情報の報告、連絡	危機管理防災課、各防災関係機関
-----------------------	-----------------

1 災害情報の県に対する報告、防災関係機関等に対する連絡

- (1) 市は、収集した災害等情報を、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県（災害対策本部）等に対し、迅速かつ的確に報告するとともに、必要に応じ防災関係機関に連絡する。
- (2) 各市民センターは、前述の報告を本庁に行うものとする。

2 被害状況等の報告事項等

(1) 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

報告責任者は、本計画の各編に定める活動体制におけるその時点の体制の長とする。

(2) 報告要領

ア 報告の種類等

種 類	報告する情報	時 期
被害概況 即 報	《緊急災害情報》 1 画像情報 2 主要緊急被害情報 (1) ライフライン被害の範囲 (2) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (3) 119番通報が殺到する状況等	災害の覚知後 直ちに
被害状況	《被害情報》 人的被害、住家被害、ライフライン被害等	逐次

即 報	《対策復旧情報》 1 応急対策の活動状況 2 災害対策本部の設置、活動状況	
災害確定 報 告	《被害情報》 人的被害、住家被害、ライフライン被害等 《対策復旧情報》 1 応急対策の活動状況 2 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を 終了した後 20 日以内

イ 報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの 〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕	(ア) 県において災害対策本部を設置した災害 (イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 (ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	(ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害 (イ) 県又は市が災害対策本部を設置した災害 (ウ) 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 (エ) 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 (オ) 被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害になるおそれがある災害 (カ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の細部要領

ア 被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とする。

佐賀県防災管理GISの災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、市は、災害覚知後直ちに、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に報告し、県の消防庁及び関係省庁に対する報告に寄与する。

通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。

また、消防本部への通報が殺到した場合、市は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

イ 被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災管理GISの災害報告機能によるもの及び様式「災害状況一覧表」「避難者名簿」に基づく内容とする。

市は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経て、県（消防防災課

〔統括対策部総括班〕）に報告する。

県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（危機管理防災課〔統括対策部総括班〕）に報告する。

通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1（市内で50の住家が滅失した場合）に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県危機管理防災課（総括対策部）に報告する。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、イのとおりとする。

《連絡窓口》

・消防庁

区 分 回線別		平日（9：30～18：15） 応急対策室	左記以外 宿直室
N T T回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

・県

区 分 回線別		平日（8：30～17：15） 危機管理防災課（統括対策部）	左記以外 守衛室
N T T回線	T E L	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842
	F A X	0952-25-7262	

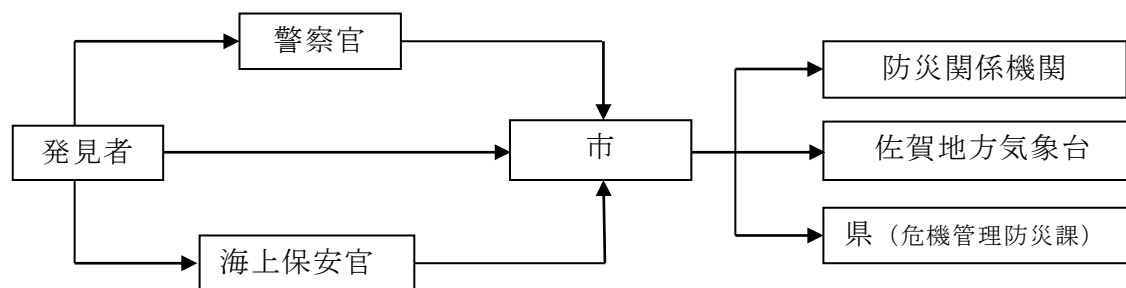
（4）防災関係機関等の協力

市が行う災害情報の収集に当たっては、指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、自ら調査収集した災害情報について、通報または連絡する。

第4項 異常現象発見時の通報	危機管理防災課、防災関係機関
-----------------------	----------------

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（危機管理防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

(1) 異常潮位

天文潮（通常の干満潮位）から著しく崩れ、異常に変動した場合

(2) 異常波浪

海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合

(3) その他

崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等

3 通報項目

(1) 現象名

(2) 発生場所

(3) 発見日時分

(4) その他参考となる情報

第5項 連絡通信手段	危機管理防災課、防災関係機関
------------	----------------

市は、県及び防災関係機関との間において、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行う。

また、風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

1 県等の通信への接続

(1) 県防災行政無線

災害時においては、防災（平常時においては、一般行政）に関する情報の通信を行うため、県本庁を中心とした無線回線（地上系、衛星系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁、県警察、県現地機関、市、消防本部、ダム管理所、自衛隊及び防災関係機関との間をネットワーク化した県防災行政無線通信網に加入し、メール、電話、ファクシミリ、映像及び防災情報等のデータの送受信を実施する。

区 分 機関名		接 続 回 線		通 信 内 容				県庁から一斉指令可能
		地上系 無 線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災 データ	
県警察本部		○	○	○	○	○	○	○
県 現 地 機 関	土木事務所	○	○	○	○	○	○	○
	総合庁舎 (土木無)	○	○	○	○	○		
	ダム事務所	16箇所		○	○	○	△	○
	その他の 現地機関		○	○	○	○	△	△
市 (バックアップ)		○	○	○	○	○	○	○
		(○)		(○)				
消防本部		○	○	○	○	○	○	○
陸上自衛隊 (第4特科連隊、九州補給 処) 唐津海上保安部		○		○			○	○
防災関係機関		△	○	○				
移動系無線		△		○				

注1 凡例 ○：あり、△：一部あり、

2 映像については、公共ネットワークの光ケーブル回線を含むとともに、県本庁統制局からのみ送信が可能。

ア 被災現場からの通信

県防災行政無線及び移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。また、

LTE回線を活用したタブレット端末や可搬型衛星通信システム等の映像伝送システムも活用する。

イ 通信統制

(ア) 円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を優先的に確保するため、必要に応じ、県本庁（統制局）において通信の統制を受ける。

(イ) 県との通信を行う場合は、「佐賀県防災行政無線通信運用管理規程」に従う。

(2) 防災相互通信用無線電話

市は、災害現場において、防災関係機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合、県の防災相互通信用無線電話を使用する。

【所有機関】

県、県警察、海上保安部、唐津市等市町

【県における設置場所】

危機管理防災課（統括対策部）、唐津土木事務所

【使用周波数】

158.35MHz及び466.775MHzの全国共通波

(3) 優先利用ができる一般加入電話

【災害時優先電話】

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない、災害時優先電話の固定電話及び携帯電話を活用する。

【県における設置場所】

危機管理防災課（統括対策部）

2 市の通信構成等

(1) 唐津市防災行政無線、唐津市情報メール、ホームページ等による災害情報等の配信

(2) 唐津市有線のテレビジョン放送による唐津市行政放送の配信

ア 唐津市の専用チャンネルにより、行政放送を各家庭等に配信する。

イ 防災関連行政放送主要内容

災害等緊急情報提供のための災害情報、火災情報、文字放送等

(3) 非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

ア 非常通信として、取り扱える通信の内容

(ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの。

(イ) 気象警報等に関するもの。

(ウ) 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。

(エ) 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。

(オ) 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

イ 非常通信の発信資格者又は依頼者

(ア) 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防本部、電力会社、鉄道会社

(イ) 新聞社、通信社、放送局

(ウ) その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

ウ 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

(4) 優先利用ができる一般加入電話

ア 災害時優先電話

市は、災害時に備えて、あらかじめ通信事業者と協議し、設置した災害時優先電話を活用する。

【市における設置場所(電話番号)】

唐津市役所本庁 : 代表 (72-9111)

〃 : 災害警戒本部設置以降災害対策専用線(増設)
(72-9218 内線: 4911~4919)

〃 : 危機管理防災課FAX (72-9170)

〃 : 記者室FAX (74-1617)

イ 非常・緊急通話

災害応急対策等に必要内容の通話である場合、他の通話に先立って、NTT西日本のオペレーターが直接相手に接続させる通話。

【利用方法】

ダイヤル「102番」を回し、「非常通話」、「緊急通話」である旨を告げる。その後、NTT西日本のオペレーターの指示に従って、通話する。

(5) 移動体通信(携帯電話)

市職員等、消防本部及び消防団幹部等へパソコンから唐津市情報メールを一斉に送信し、災害情報等を伝達する。

- ・火災等情報: 消防本部が送信
- ・台風・地震等災害及び災害対策本部等設置情報: 危機管理防災課が送信
- ・唐津市G空間情報収集システム

(6) 放送機関の利用

市(県)は、風水害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要がある時は、放送法第2条第26号に規定する放送事業者、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等で、迅速かつ正確に情報を伝達し、放送を行うことを求める。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより行う。

(7) インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

第6章 応援協力体制

第1節 応急対策協力

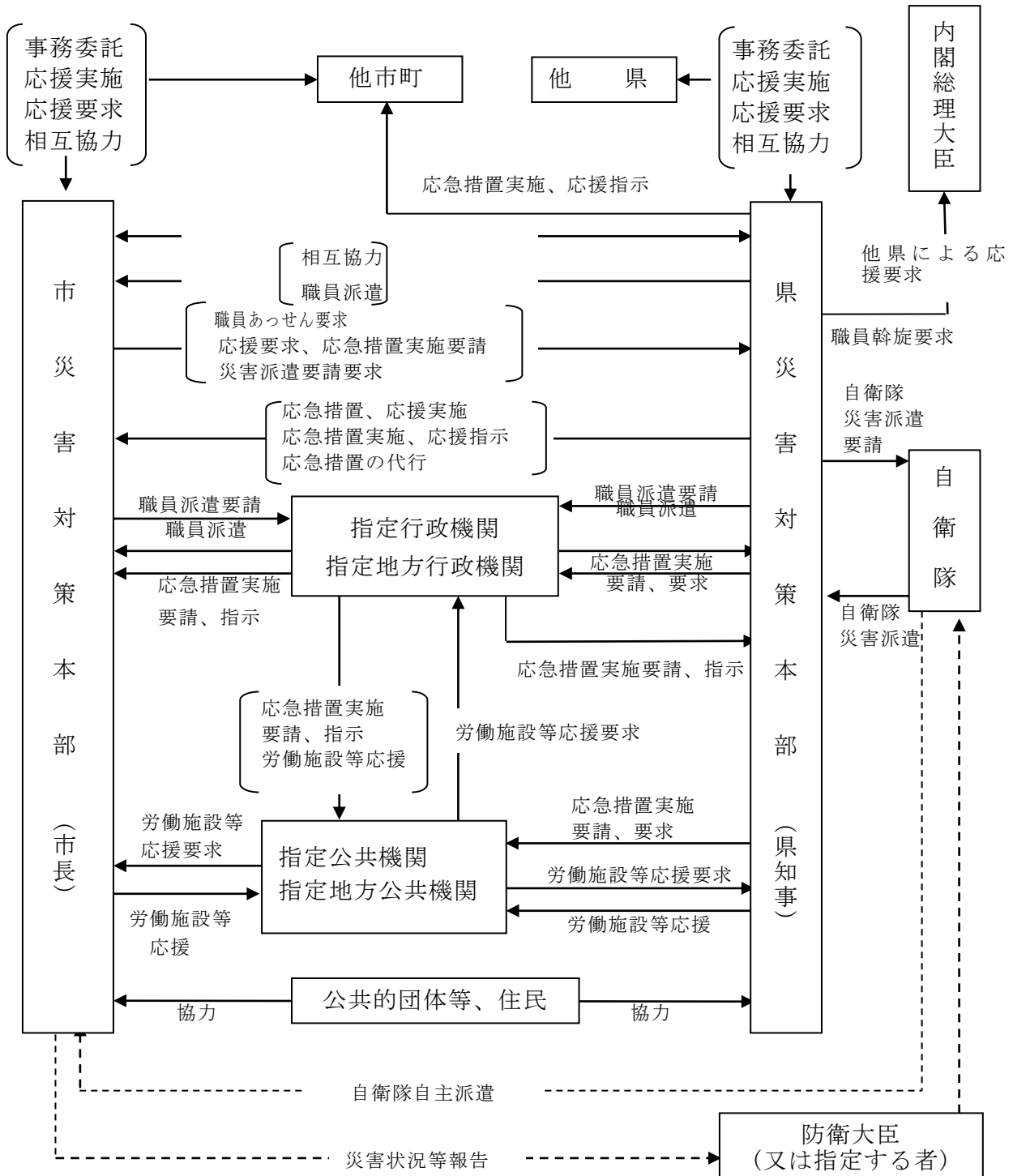
市は、災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、他市町及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

- 「災害時応急対策協力関係図」（50ページ）

【災害時の応急対策協力関係図】



第1項 相互協力体制	指定公共機関、指定地方公共機関、県警察、消防本部、自主防災組織（企業等を含む） 市（危機管理防災課）
------------	---

1 市、消防本部が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し要請する。

(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

ウ 派遣要請者は、市長等で、要請先は県危機管理防災課（統括対策部総括班）とする。

エ 航空機の運用調整が必要な場合は、県災害対策本部内に設置される総括対策部航空運用調整班に対し要請する。

オ 要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 消防団との協力

消防団は、市や消防本部等との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

ア 避難誘導活動

イ 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡視活動

ウ 被災者の救出・救助活動

エ 土のう積みなどの災害防除活動

オ その他の災害応急対策業務

《市が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	根 拠
他の市町に対する 応援要請	(ア) 災害の状況 (イ) 応援(災害応急対策の実施)を要請する理由	災害対策基本法 第67条

県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (エ) 応援(災害応急対策の実施)を必要とする場所 (オ) 応援を必要とする活動内容(必要とする災害応急対策) (カ) その他必要な事項	災害対策基本法 第68条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本編第7章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	(ア) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 (イ) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (ウ) 派遣を必要とする期間 (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (オ) その他必要な事項	災害対策基本法 第29条 同法第30条 地方自治法 第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	(ア) 災害発生日時 (イ) 災害発生場所 (ウ) 災害の種別・状況 (エ) 人的・物的被害の状況 (オ) 応援要請日時 (カ) 必要部隊数 (キ) その他の情報	消防組織法 第44条

2 自主防災組織との協力

自主防災組織(事業所等の自衛防災組織を含む)は、市との協力体制の下、災害時には次の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- (1) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等
- (2) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (3) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (4) その他の災害応急対策業務(地域、市の体制等勘案して)への協力

第2項 相互協力の実施	防災関係機関
-------------	--------

1 基本的事項

各防災関係機関は、応援を求められた場合は、支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

- (1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の費用の負担は、法第92条に定めるとお

り応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

ア 派遣職員の旅費相当額

イ 応急措置に要した資材の経費

ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

エ 救援物資の調達、輸送に要した経費

オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定	市（消防本部、危機管理防災課）
----------	-----------------

1 消防相互応援

市は隣接市町と、消防本部は他の全消防機関と、あらかじめ締結している消防相互応援協定を締結に基づき、応援を求める。

2 災害時相互応援協定

市は、あらかじめ隣接市町と災害時相互応援協定を締結し、これにより応援を求める。

また、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、支援に係る輸送方法やルート等の確認に努める。

3 消防相互応援協定及び災害時相互応援協定都市

本編第6章第2節第1項「3 相互協力協定等の締結促進」

（54ページ）

第2節 唐津市の広域防災体制の強化

第1項 相互の連携体制、広域 防災体制の強化	市、消防機関、防災関係機関、県
---------------------------	-----------------

各防災関係機関は、災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

1 市町間の相互応援

市は、県外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

2 市町・消防本部と防災関係機関等との相互協力

市及び消防本部は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体との協力協定等の締結を進める。

(1) 大規模災害時の相互応援に関する協定都市

市町名	担 当 部 局(郵便番号) 住 所 (E-mail)	電話番号 (FAX)
青 梅 市 (東京都)	市民安全部 防災課(〒198-8701) 青梅市東青梅1-11-1 (div0515@city.ome.tokyou.jp)	0428-22-1111(代) (0428-22-3508)
府 中 市 (東京都)	行政管理部 防災危機管理課(〒183-0056) 府中市寿町1丁目5番地 府中央防災センター内 (bousai01@city.fuchu.tokyo.jp)	042-335-4283 (042-335-6395)
戸 田 市 (埼玉県)	危機管理防災課(〒335-8588) 戸田市上戸田1-18-1 (kikikanri@city.toda.lg.jp)	048-441-1800(代) (048-433-2200)
桐 生 市 (群馬県)	共創企画部 防災・危機管理課(〒376-8501) 桐生市織姫町1-1	0277-46-1111(代) (0277-43-1001)

	(bosai@city.kiryu.lg.jp)	
岡 崎 市 (愛知県)	市民安全部 防災課(〒444-8601) 岡崎市十王町2-9 (bousai@city.okazaki.lg.jp)	0564-23-6533 (0564-23-6618)
蒲 郡 市 (愛知県)	総務部 危機管理課(〒443-8601) 蒲郡市旭町1-7-1 (kikikanri@city.gamagori.lg.jp)	0533-66-1208 (0533-66-1190)
常 滑 市 (愛知県)	総務部 安全協働課(〒479-8610) 常滑市飛香台3-3-5 (bosai@city.tokoname.lg.jp)	0569-35-5111(代) (0569-34-7227)
津 市 (三重県)	危機管理部 危機管理課(〒514-8611) 津市西丸之内2-3-1 (229-3281@city.tsu.lg.jp)	059-229-3181 (059-223-6247)
坂 井 市 (福井県)	総務部 安全対策課(〒919-0592) 坂井市坂井町下新庄1-1 (anzen@city.fukui-sakai.lg.jp)	0776-50-3525 (0776-66-4837)
伊 丹 市 (兵庫県)	総務部 危機管理室(〒664-8503) 伊丹市千僧1-1 (kikikanri@city.itami.lg.jp)	072-784-8166 (072-784-8172)
箕 面 市 (大阪府)	総務部 市民安全政策室(〒562-0003) 箕面市西小路4-6-1 (bousai@maple.city.minoh.lg.jp)	072-724-6750 (072-724-6376)
倉 敷 市 (岡山県)	総務局 防災危機管理室防災推進課(〒710-8565) 倉敷市西中新田6-4-0 (csmgt@city.kurashiki.okayama.jp)	086-426-3645 (086-421-2500)
大 竹 市 (広島県)	総務部 危機管理課(〒739-0692) 大竹市小方1-1-1 (so-bosai@city.otake.lg.jp)	0827-59-2119 (0827-57-7130)
周 南 市 (山口県)	総務部 防災危機管理課(745-8655) 周南市岐山通1-1 (bousaikiki@city.shunan.lg.jp)	0834-22-8208 (0834-22-8806)
鳴 門 市 (徳島県)	企画総務部 危機管理局危機管理課(〒772-8501) 鳴門市撫養町南浜字東浜1-7-0 (kikikanri@city.naruto.lg.jp)	088-684-1711 (088-684-1336)
丸 亀 市 (香川県)	市長公室 危機管理課(〒763-8501) 丸亀市大手町2-4-2-1 (kikikanri-k@city.marugame.lg.jp)	0877-25-4006 (0877-25-4007)

(2) 消防相互応援協定（消防組織法第21条）

《消防相互応援協定都市一覧》

市町 名	締結年月日 (再協定年月日)	備 考
伊万里市	S 4 3 . 6 . 1 4 (H 1 8 . 4 . 1)	旧来の継続
玄海町	S 4 3 . 6 . 1 4 (H 1 8 . 4 . 1)	旧来の継続
佐賀市	S 4 1 . 9 . 1 (H 1 8 . 8 . 1)	旧富士町と旧七山村との協定引き継ぎ
多久市	S 4 1 . 9 . 1 (H 1 8 . 4 . 1)	多久市と旧厳木町・旧相知町との協定引き継ぎ
糸島市 (旧二丈町)	S 4 2 . 6 . 1 6 (H 2 3 . 1 . 1)	旧二丈町と旧浜玉町との協定引き継ぎ
松浦市	S 4 3 . 6 . 1 4 (H 1 8 . 4 . 1)	旧福島町と旧肥前町との協定引き継ぎ

(3) 災害時における食料・飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定

(唐津市～厨房、物資、配送部門協定締結事業者一覧)

ア 配送事業所

・食料・飲料水及び生活必需品等物資の運搬を行う。

	協定締結先	住所	協定日付
1	松浦通運株式会社	唐津市中瀬通 1 0 番 3 7	H20.6.24
2	有限会社大勝運輸	唐津市相知町中山 4 5 4 2 - 1	H20.6.24

イ 厨房事業所

・炊き出し等による食料の供給や炊き出し等に必要な厨房機材の提供を行う。

	協定締結先	住所	協定日付
1	有限会社食堂車	唐津市千々賀 6 5 0 番地	H20.6.24
2	笹船	唐津市七山白木 1 6 8 7 番地	H20.6.24
3	大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts SAGA - KARATSU	唐津市東唐津 4 丁目 9 番 2 0 号	H20.6.24
4	玄海活魚株式会社	唐津市呼子町殿ノ浦 5 0 8 番地の 3	H20.6.24
5	有限会社大和	唐津市鎮西町名護屋 1 4 4 5 番地 4	H20.6.24

6	有限会社魚半	唐津市浜玉町浜崎 1 6 6 9 - 5 5	H20.6.24
7	スーパーモリナガ唐津店	唐津市神田字長サ作 2 2 4 7 番 7	H20.6.24

ウ 物資供給事業所

・食料・飲料水及び生活必需品等物資の供給を行う。

協定締結先		住所	協定日付
1	株式会社Aコープ九州	福岡県福岡市東区松田二丁目7番1号	H20.6.24
2	ワタキューセイモア 株式会社九州支社	小城市小城町西小路 2 2 7	H20.6.24
3	有限会社エビスヤ新店	唐津市北波多徳須恵 1 1 9 1 - 1	H20.6.24
4	宮島醤油株式会社	唐津市船宮町 2 3 1 8 番地	H20.6.24
5	株式会社まいづる百貨店	唐津市中原 2 9 0 5 番地 5	H20.6.24
6	株式会社キコリななやま	唐津市七山藤川 2 2 7 0 - 1	H20.6.24
7	小松飲料株式会社	唐津市西唐津 1 丁目 6 1 3 9	H20.6.24
8	イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	H20.6.24
9	スーパーモリナガ唐津店	唐津市神田字長サ作 2 2 4 7 番 7	H20.6.24
10	NPO法人コメリ災害対策センター	新潟県新潟市南区清水 4 5 0 1 番地 1	H23.6.24
11	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	東京都港区赤坂 9 - 7 - 1 ミッドタウン・タワー	H24.9.1
12	株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 1 0 番 1 号	H28.11.21
13	株式会社 マルタイ	福岡県福岡市西区今宿青木 1 0 4 2 - 1	R2.9.8
14	株式会社 ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町 2 - 6 - 1 0	R2.9.25
15	株式会社ミスターマックス ホールディングス	福岡県福岡市東区松田 1 丁目 5 - 7	R2.9.30
16	株式会社 サガシキ	佐賀市高木瀬西 6 丁目 3 番 2 号	R4.2.18
17	株式会社 ヨコヤマ	唐津市唐房 6 丁目 5 0 0 2 番	R4.2.22
18	株式会社 グッデイ	福岡県福岡市博多区中洲中島 2 番 3 号	R4.6.17
19	株式会社 ラジカルラボ九	唐津市相知町中山 3 5 2 3 番地 1	R4.7.1

	州		
--	---	--	--

(4) 災害時における応急対策協定

ア 公共土木施設等の被害情報の収集及び報告。公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧。

	協定締結先	住所	協定日付
1	一般社団法人唐津建設協会	唐津市坊主町430の1	H22.12.2
2	唐津防災対策協議会		H22.12.2
3	唐津市管工業協同組合	唐津市二タ子3丁目8-10	H22.12.2
4	水心会		H22.12.2
5	唐津市浄化槽PFI株式会社	唐津市二タ子3丁目8-10	H22.12.2
6	防災協定連合会	唐津市養母田鬼塚3-24	H28.8.3
7	公益社団法人日本下水道道路管理業協会	東京都千代田区岩本町2丁目5-11	R1.11.1
8	唐津市防災協定協議会	唐津市東町45-1	H29.10.6
9	九州電力送配電株式会社 唐津配電事業所	唐津市新興町18番	R4.7.26

イ 災害時に拠点となる施設等の電気設備の機能確保。施設に係る被災状況の調査・報告。電気工事機材の提供。

	協定締結先	住所	協定日付
1	佐賀県電気工事業工業組合	唐津市栄町2572-21	H28.5.13

ウ 災害時において廃棄物の処理、収集運搬等を行う。

	協定締結先	住所	協定日付
1	糸島市	糸島市前原西1丁目1-1	H26.1.27
2	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会	佐賀市高木瀬西5丁目14-1	H29.5.29
3	唐松地区環境整備事業協同組合	唐津市二タ子3丁目8-10	H27.8.31

(5) 災害時における緊急放送に関する協定

・災害情報等の緊急放送を行う。

	協定締結先	住所	協定日付
1	株式会社ぴ〜ぷる	唐津市東大島3番11号	H22.10.4

2	F Mからつ株式会社 (周波数 86.8 MHz)	唐津市南城内 2 番 6 号	H25. 3. 1
---	------------------------------	----------------	-----------

(6) 災害時における情報発信に関する協定

- ・緊急情報や必要支援物資に関する情報を各機関のサービス上に掲載する。

	協定締結先	住所	協定日付
1	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 - 3	H25. 9. 1
2	国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所	佐賀県武雄市武雄町 7 4 5	R2. 3. 31
3	九州朝日放送株式会社	福岡県福岡市中央区長浜 1 - 1 - 1	R2. 12. 23

(7) 災害時における 燃料供給に関する協定

- ・災害時の燃料油等の優先供給に努める。

	協定締結先	住所	協定日付
1	佐賀県石油協同組合唐津支部		H27. 7. 31
2	一般社団法人 佐賀県 L P ガス協会唐津支部		H28. 1. 8
3	唐津瓦斯株式会社	唐津市神田 2 3 2 9	R 4. 4. 26

(8) 災害時における郵便に関する協定

- ・緊急車両等としての車両の提供。情報の相互提供。広報活動。被災者に係る郵便料等の免除。

	協定締結先	住所	協定日付
1	唐津市内郵便局		H27. 7. 31

(9) 災害時の避難に関する協定

- ・大雨等で災害の恐れがある地域住民のために施設等を災害時に提供してもらう。

	協定締結先	住所	協定日付
1	医療法人至誠堂 宇都宮病院	唐津市厳木町本山 3 8 6 番地 1	R2. 5. 14
2	株式会社新富商事	唐津市長谷 1 8 - 1	R2. 10. 9
3	株式会社ダイナム	東京都荒川区西日暮里 2 - 2 7 - 5	R 5. 3. 28

(10) 災害時の相互応援に関する自治体との協定

- ・人員の派遣、物資の提供等

	協定締結先	住所	協定日付
1	佐賀県、県内全市町 (佐賀県・市町災害時相互応援協定)		H24.3.30
2	熊本県苓北町(友好姉妹都市)		H18.8.31
3	全国16市町 (ボートレースがある市町)		H23.7.12

(11) その他支援

	協定締結先	住所	協定日付
1	佐賀県行政書士会	佐賀市鍋島3丁目15-23	H30.8.21
2	株式会社ゼンリン	福岡県北九州市戸畑区中原新町3番1号	R1.9.3
3	一般財団法人九州電気保安協会	佐賀市鍋島町大字森田104番地7	R5.4.19

4 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

県及び市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、県及び市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第3節 災害支援（受援）センター設置・運営計画

第1項 災害支援（受援）センター 設置・運営計画	(各自治体、各防災関係機関、消防本部、 危機管理防災課、各関係課)
-----------------------------	--------------------------------------

1 災害相互応援協力体制の整備

市はこれまでに経験した平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の教訓等を踏まえて、災害支援（受援）センター設置・運営計画を定め関係市町や防災関係機関との相互応援、協力体制の整備充実を図る。

2 災害支援（受援）センター設置・運営計画の趣旨

- (1) 最近の突発的な予測できない災害や大規模同時多発災害等に対する災害対応について、被災地等に対し平素から支援体制を構築し、被災地に対する救援を円滑に行う。
- (2) 唐津市で大規模災害が発生した場合で、他の市町や関係機関等からの支援に対し、これらを円滑に行えるように平素から受援体制の整備充実を行う。

3 災害支援（受援）センター設置・運営計画

(1) 目的

- ア 市は、市域外において大規模災害等が発生した場合において被災地域等の被災住民や行政機能を支援するために「災害支援センター」を設置し、関係市町村を組織的に支援し関係市町村の住民の生命、安全の確保に寄与する。
- イ 万一、市域内において大規模災害等が発生し、関係地方公共団体や関係機関から市の被災地域等の被災住民支援や市行政機能の支援を受ける場合は、「災害受援センター」を設置し、迅速かつ円滑な受け入れを行い住民の救済にあたる。

(2) 基本的な考え方

- ア 本計画は、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等において市が行った支援等の教訓を踏まえ、将来における被災地に対する迅速、円滑な支援を行うために作成した。
- イ 万一、市が大規模災害等により被災し、関係各所から支援を受ける場合においては、支援受けに関し、本計画の「支援」を「受援」と読み替え本計画を準用して体制をとるものとする。
- ウ 本計画に定める各支援班における各対策部の責務は、「市地域防災計画」に定める事項を基本とする。
- エ 災害支援及び災害受援のいずれの場合においても市の責任において行うものとし、災害支援隊等にあつては、応援を要請した者の活動統制を踏まえて調整のうえ行動する。

(3) 災害支援センター設置基準

次を基準として、市長（不在の場合は、副市長）の承認を受け設置する。

ア 市域外の関係市町村または県から災害支援の要請があった場合

イ 災害支援関係協定締結市、友好姉妹都市等が被災している場合

(ア) 大規模災害時の相互応援に関する協定都市（54ページ）

(イ) 「消防相互応援協定都市一覧（消防組織法第21条）」（56ページ）

(ウ) 「災害時の相互応援に関する自治体との協定（「佐賀県、県内全市町（佐賀県・市町災害時相互応援協定）」、「熊本県苓北町（友好姉妹都市）」、「全国16市町（ボートレースがある市町）」）（60ページ）

ウ 平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等に類似した災害が発生した場

合

エ 市としての災害支援を判断した場合等

(4) 災害支援センター組織の構成

市長及び市議会のもとに市地域防災計画で定める各災害対策編の災害対策本部各対策部対策班により各支援班を編成し災害支援センターを設置する。

ア 災害支援センター長：危機管理対策室長（総務部長）

イ 組織図

- ・「災害支援センター組織図」（67ページ）

(5) 災害支援（受援）拠点施設

ア 市の支援本部

「市防災センター」に設置する。

イ 支援物資集積拠点、支援隊受け入れ拠点

(ア) 応急的に対応する場合は、市役所本庁、各市民センターとする。

(イ) 規模が大きい場合は、市の「唐津市文化体育館」「唐津市浄水センター」等とし、これらの施設を利用する際は別途指示する。

(6) 被災事態の推移に応じた支援

ア 災害発生直後の応急支援：災害当初～被災後約3日以内（基準）

(ア) 人命救助最優先の支援活動

救命・救助、消火活動及び医療救護活動等の支援

(イ) 人員派遣

a 人命に係る支援要員の派遣、緊急消防援助隊の派遣等

b 関係自治体に対する行政活動のための派遣

(ウ) 緊急支援物資の支援

被災者が生きるための必需品を主体とする。

a 飲料水（ペットボトル）、食料品（乳幼児、要介護者、高齢者用等を含む）特に煮炊き調理等の必要性がなくそのまま食べられるもの

b マット、毛布、タオルケット等の寝具類

c 救急医薬品、テント、ブルーシート等

イ 避難所を開設し避難者受け入れ後

被災地のニーズに対応する物資を優先するのを原則として、上記（1）関連物資に次の物資を追加する。被災地の混乱等によりニーズが把握できない場合は避難所における生活必需品を主体とする。

(ア) 緊急物資の支援

a 飲料水、食料品

レトルト食品、カップ麺、缶詰等日持ちするもの（生鮮食品は受け付けない）

b 日用品等生活必需品

トイレットペーパー、紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ウェットティッシュ、タオル、箸、紙コップ、紙皿、スプーン（使い捨て）、ゴミ袋、樹脂ラップ、ビニール袋、ビニールひも、歯磨き用セット、シャンプー、石けん、ガム

テープ、マジック、筆記具、懐中電灯等

c 季節必需品

蚊取り線香、カイロ等

d 生活用品寝具類

毛布、敷きマット、タオル、下着靴下等着替え用品、避難所間仕切り用段ボール、簡易トイレ等

e 感染症予防等衛生用品

うがい薬、手洗い等消毒用品、マスク、ティッシュペーパー等

f その他、避難所からのニーズに対応した支援品

(イ) 避難所等支援人員派遣

a 行政業務（一般職、技術職）支援

b 支援物資仕分け、配送支援要員

c 災害時要配慮者等支援要員

d 女性対応支援要員、保健師、カウンセリング等支援要員

ウ 災害義援金、災害支援金等の募金にかかる業務

市は、唐津市社会福祉協議会が行う住民等の善意による募金について、災害後から別途定める期間まで協力する。

(ア) 義援金

義援金は、被災した者の生活支援や再建のために被災の程度に応じて、被災した者に届けられる金銭

(イ) 支援金

支援金は、被災地で活動する民間非営利団体（NPO）や災害ボランティア等の活動を支えるために寄付される金銭

(7) 支援にあたる各班（対策部）等の分掌事務

次によるほか、基本は市地域防災計画で定める各災害対策編「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」を準用するとともに、細部は各対策部の定めによる。

ア 災害支援センター長：危機管理対策室長（総務部長）

災害支援センターの事務を総括し災害支援センターを指揮監督する。

イ 危機管理対策室

災害支援センターに対する助言等

ウ 総括班（総務対策部）

(ア) 災害支援センターの開設、運営、廃止に関する事項

(イ) 災害支援センター業務等のとりまとめ、統括に関する事項

(ウ) 災害支援センター会議に関する事項

(エ) 災害支援センターの活動記録及び活動成果のとりまとめに関する事項

(オ) 災害支援センター長に命じられた事項

エ 情報班（政策対策部）

(ア) 災害、被災情報に関する事項

(イ) 被災に伴う支援ニーズの把握に関する事項

(ウ) 支援対象地区及びその周辺に関するライフライン、交通機関等の状況に関する事項

(エ) 災害支援センター長に命じられた事項

オ 渉外、広報班（政策対策部）

(ア) 庁内及び住民への周知、広報に関する事項

(イ) 報道関係機関に対する対応に関する事項

(ウ) 住民及び部外からの問い合わせ等に関する事項

(エ) 災害支援センター長に命じられた事項

カ 議会班（議会事務局）

(ア) 唐津市議会に対する情報提供及び連絡調整に関する事項

(イ) 災害支援対象市町の議会事務局との連絡調整に関する事項

(ウ) 唐津市議会に係る災害支援センターの活動等に対する意見提出、助言等

(エ) 災害支援センター長に命じられた事項

キ 姉妹都市協定班（ボートレース対策部）

(ア) 市が締結している「大規模災害時の相互応援に関する協定都市」、「消防相互応援協定（消防組織法第21条）」「災害時の相互応援に関する協定（友好姉妹都市）」に係る被災に伴う支援ニーズの把握及び支援に関する連絡調整並びに支援要領調整に関する事項：（第5章 第2節 第3項）

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

ク 企業・輸送班（経済対策部、都市整備対策部）

(ア) 経済対策部

a 企業・輸送班のとりまとめ等統括に関する事項

b 市が締結している「災害時における食料・飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定」に係る厨房、物資、配送部門事業者との連絡調整に関する事項

・「災害時における食料・飲料水及び生活必需品等の供給に関する協定（厨房、物資、配送部門事業者）」（56ページ）

c 災害支援センター長に命じられた事項

(イ) 都市整備対策部

a 市が締結している「災害時における応急対策に関する協定」に係る事業者との連絡調整に関する事項

・「災害時における応急対策に関する協定」（58ページ）

b 支援物資等の輸送、配送に関する事項

c 災害支援センター長に命じられた事項

ケ 教育支援班（教育対策部）

(ア) 災害支援対象市町に対する生徒等への教育支援及び学用品の支給支援等に関する事項

(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

コ 連絡班（総務対策部）

(ア) 佐賀県庁、災害支援対象市町との連絡調整に関する事項及び状況により連絡員の

派遣に関する事項

- (イ) 災害支援センター長に命じられた事項
- サ 人員派遣班（総務対策部）
 - (ア) 災害支援対象市町等に対する職員（一般職、技術職）の派遣及び派遣職員に対する衣食住等の管理事項に関する事項
 - (イ) 災害支援センター長に命じられた事項
- シ 安否情報班（市民環境対策部）
 - (ア) 災害支援対象市町における唐津市民の安否情報に関する事項
 - (イ) 状況により災害支援対象市町の住民安否情報関連業務支援に関する事項
 - (ウ) 災害支援センター長に命じられた事項
- ス 緊急消防援助隊派遣班（消防対策部）
 - (ア) 緊急消防援助隊派遣（消防団の派遣を含む）に関する事項
 - (イ) 災害支援センター長に命じられた事項
- セ ボランティア班（保健福祉対策部）
 - (ア) ボランティア派遣に関し唐津市社会福祉協議会との連絡調整に関する事項
 - (イ) 災害支援センター長に命じられた事項
- ソ 物資支援班（経済対策部、農林水産対策部、上下水道対策部）
 - (ア) 経済対策部
 - a 物資支援班のとりまとめ等統括に関する事項
 - b 災害支援物資集積所の開設運営に関する事項
 - c 日用品等生活必需品に関する事項
 - d 災害支援センター長に命じられた事項
 - (イ) 農林水産対策部
 - a 米、加工食品、生鮮食品等農林水産物に関する事項
 - b 災害支援物資集積所の開設運営に関する事項
（食料品等の支援の場合に開設）
 - c 災害支援センター長に命じられた事項
 - (ウ) 上下水道対策部
 - a 飲料水等給水支援に関する事項
 - b 上水等の管理支援に関する事項
 - c 災害支援センター長に命じられた事項
- タ 福祉支援・義援金班（保健福祉対策部、財務対策部、会計課）
 - (ア) 保健福祉対策部
 - a 福祉支援・義援金班のとりまとめ等統括に関する事項
 - b 災害義援金、災害支援金等の募金に関する事項
 - c 保健、衛生、健康管理等の支援に関する事項
 - d 災害支援センター長に命じられた事項
 - (イ) 財務対策部
 - a 災害支援に係る市の予算及び経費に関する事項

b 災害支援に係る被支援市町等との経費負担、精算等に関する事項

c 災害支援センター長に命じられた事項

(ウ) 会計課

a 災害支援に係る経費の精算、支払い等に関する事項

b 災害支援センター長に命じられた事項

チ 応援班(地域交流対策部、スポーツ局)

(ア) 各班(対策部)に対する応援に関する事項

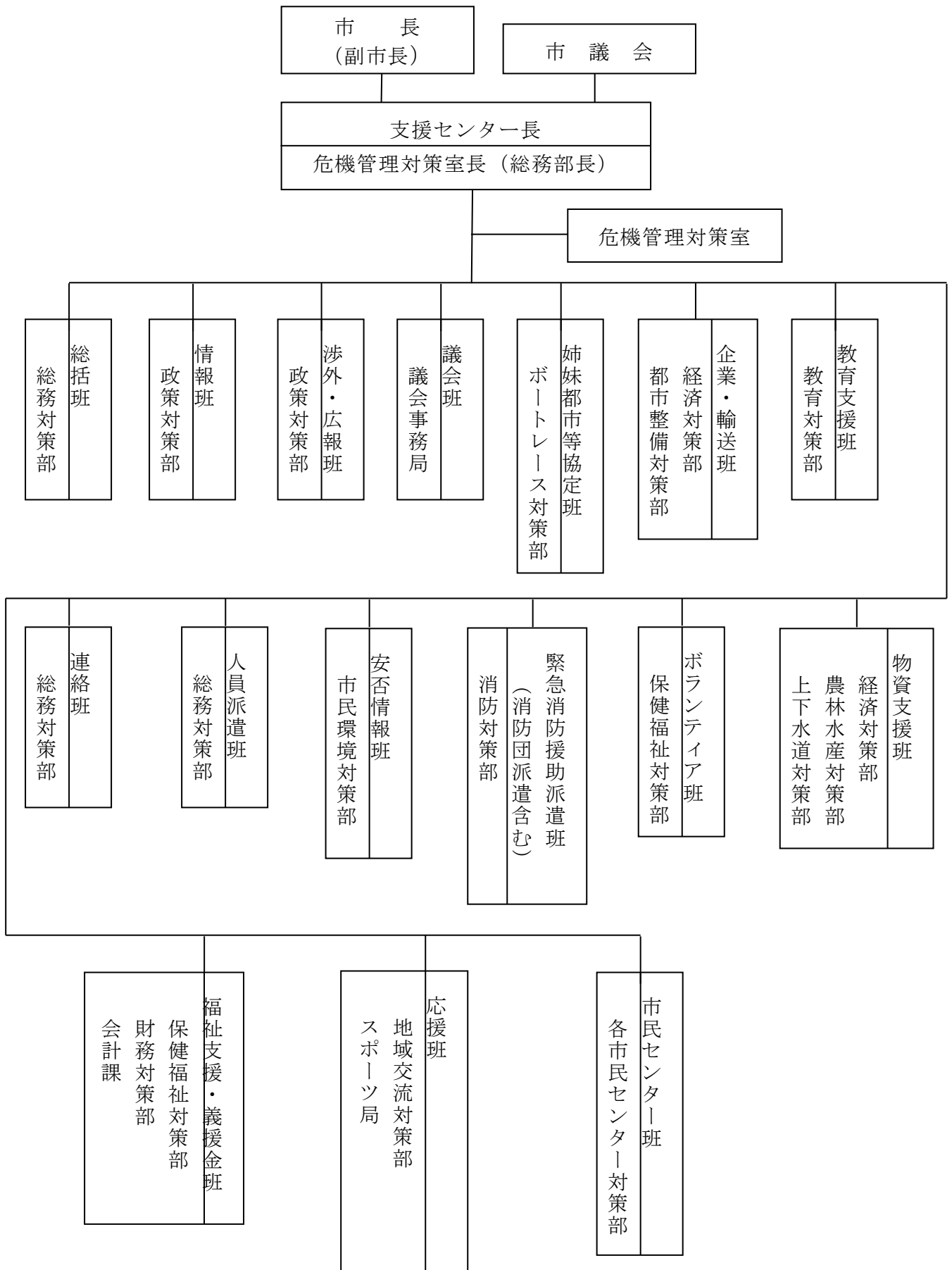
(イ) 災害支援センター長に命じられた事項

ツ 市民センター班(各市民センター対策部)

(ア) 本庁で行う各班(対策部)に対する支援

(イ) 細部は各市民センター長の計画による

災害支援センター組織図



第7章 災害応急対策計画

第1節 避難所設置、運営計画

市は、災害時に必要に応じ、指定避難所及び指定緊急避難場所について、市地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校にあっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所を開設し、適切に運営する。

第1項 市指定避難所及び 指定緊急避難場所等 の指定、開設・運営	市（関係各課） 市指定避難所管理者、指定緊急避難場所管理者等
---	-----------------------------------

1 避難所等の指定管理運営区分

市は、災害時における避難所の管理区分を「市指定避難所」「市指定緊急避難場所」及び「その他の避難所」（以下「避難所」という。）に区分して運営する。

2 指定緊急避難場所の指定と開設（開放）

市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得て、洪水、津波等の現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定する。

・唐津市指定緊急避難場所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

3 避難所の指定と開設

ア 市は、災害時を想定して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、切迫した災害の危険から逃れるために市が管理する小学校、中学校、公民館等の公共的な施設を避難所として指定する。

・唐津市指定避難所施設一覧「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂

イ 市指定避難所の開設は、避難住民が一定期間滞在して避難生活を送る体制を前提として行う。

ウ 市指定避難所は、前述の指定緊急避難場所と相互に兼ねることもある。

エ 避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

オ 避難所のライフライン回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

カ 避難所を開設した場合、市は、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置期間の見込み等の開設状況について、避難所リストを作成し、速やかに県に報告す

るものとする。

キ 風水害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合は、市は、第2項「避難誘導等」2「避難」(2)「広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

(3) その他の避難所

ア 市は、必要があればあらかじめ指定した市指定避難所以外の施設についても安全性等を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 市は、風水害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合等において、県内の他の市町又は県等に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行い、関係市町の同意を得て避難所を開設する。

4 避難所の運営

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。また、市は、避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、男女双方の視点に立ち、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市及び県は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。

また、避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確

保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。

(3) 男女双方の視点等への配慮

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、L G B Tなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者（児）、乳幼児、妊産婦及び外国人等の要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者や外国語通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーをもつ避難者が食安心して食事ができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。

なお、女性に対し適切な配慮ができるよう、窓口には女性も配置するなどの配慮に努めるものとする。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) ホームレスへの対応

指定緊急避難場所及び指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

第2項 避難誘導等	避難指示等を実施した者又はその者が属する機関、避難指示等を受けた住民等（自主防災組織を含む）市（危機管理防災課、福祉総務課）
-----------	--

1 避難誘導

避難の指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ）を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、必要に応じ職員が消防団等の協力を受け避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織は、互いに連携を図り誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、高齢者、障がい者（児）等の避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者等の一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

2 避難

(1) 小規模な避難

ア 避難の指示等が実施された場合、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

イ 避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた支援者が避難を支援するものとし、避難の指示等を実施した市長又はその者が属する機関は、車両・船舶等を準備し援助する。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町村への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定してお

くよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主避難

- (1) 市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。
- (2) 住民は、避難指示等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。
- (3) 住民が自主的に避難を行う場合、指定緊急避難場所等の避難施設を開錠するなど適切な措置を講じるものとする。

4 避難行動要支援者避難支援

避難行動要支援者の避難支援については、別途定める計画による。

- 『災害時避難行動要支援者避難支援「全体計画」』
- 「避難行動要支援者避難支援情報伝達体制の整備」
- 「災害時避難行動要支援者対応マニュアル」

第3項 主な施設における避難	学校等、病院等医療機関の管理者、社会福祉施設等の管理者、不特定多数の者が利用する特定施設等の管理者 市（学校教育課、保健医療課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、教育総務課）
-----------------------	--

避難の指示等を行う場合、学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に避難を行う。

1 学校等

- (1) 公立の学校は、生徒等の在校時に、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。
- (2) 生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに市教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。
- (3) 他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

- (1) 病院等医療機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、

見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

(2) 避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行い、必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し応援を要請する。この場合、市に対し速やかにその旨連絡する。

(3) 被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合、県は、近隣県に対し、医療機関等への受入れ協力を要請する。

3 社会福祉施設及び介護保険施設

(1) 社会福祉施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。この場合、市に対し速やかにその旨連絡する。

(2) 災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合県は近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じ、市に対し速やかに連絡する。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

市は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動を要請するよう求める。

第1項 災害派遣要請基準	自衛隊 市（危機管理防災課）
---------------------	-------------------

- 1 市に災害が発生又はそのおそれがあるときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合
- 2 市として、公共性、緊急性、非代替性の要件が整った場合

第2項 災害派遣要請の手続	自衛隊、海上保安部、福岡空港事務所 市（危機管理防災課）
----------------------	---------------------------------

- 1 要請者
知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）
- 2 要請先

区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	西部方面特科連隊 （第4大隊）
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する次表の自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

- 3 要請の手続

市は、次の事項を明らかにした文書をもって、県知事に対し、自衛隊の災害派遣出動の要請を行う。

なお、災害により第1項の基準を満たすおそれが高いと予想されるときは、電話等によりあらかじめ出動準備の要請を行うものとするが、事態の推移により要請しないと決定したときは、直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

この要請は、総務部（危機管理防災課）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書

を提出するものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任
陸上 自衛隊	西部方面総監	熊本市東町1-1-1	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県
	西部方面特科連隊 第4大隊長	久留米市国分町100 (連隊本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県
海上 自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎 県を除く）及び山口 県の一部
航空 自衛隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町 3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除 く）、広島県、岡山 県、愛媛県、高知県
	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町 西八田	(0930) 56-1150	〃
	第3術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

4 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

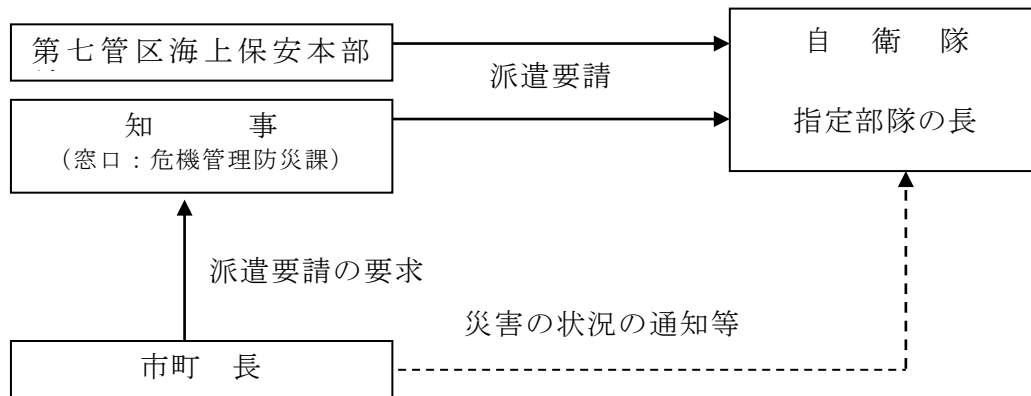
- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。この場合においては、併せてその旨及び災害の状況を2の要請先に通知することができる。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、(1)の要求が知事に対しできない場合には、その旨及び災害の状況を、2の要請先に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

5 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

（実例：平成4年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施）

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求を行った場合、又は派遣要請の要求ができない場合に行うことができる。

第3項 自衛隊の自主派遣	自衛隊
--------------	-----

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。
(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

第4項 自衛隊の活動範囲	自衛隊
--------------	-----

活 動 項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）

活 動 項 目	活 動 内 容
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注＊）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注）被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市町長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等は無償で貸与することもできる。

第5項 派遣部隊への措置 (受入れ体制)	自衛隊 市（危機管理防災課）
---------------------------------	-------------------

1 市の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受け入れのために必要な措置を講じる。

(1) 部隊の受入れ準備

ア 職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じる。

エ 自衛隊等の活動拠点

市における自衛隊の部隊や関係機関の受け入れ、活動拠点及びヘリポート（航空機の場合着陸場）として次を指定する。

(ア) 陸上活動拠点

施設名	住所（電話番号）
唐津市浄水センター	〒847-0861 佐賀県唐津市二タ子3丁目1-6 (Tel: 0955-72-9146)

(イ) ヘリポート(航空機の場合離着陸場：18カ所)

場 所	住 所	備 考
名護屋ヘリポート	唐津市鎮西町名護屋字内椿 1 5 3 6 - 9	鎮西市民センター 総務・福祉課
唐津浄水センター 運動広場	唐津市二タ子3-16	スポーツ局
唐津市厳木 広瀬運動広場	唐津市厳木町広瀬谷口 3 1 8 3	厳木市民センター 産業・教育課
唐津市天徳の丘運動 公園多目的運動広場	唐津市相知町相知字天徳 2 4 0 6 - 3	相知市民センター 産業・教育課
北波多中央広場	唐津市北波多徳須恵 1 4 2 7 - 1	都市整備部 都市計画課
唐津市呼子スポーツ センター 運動場	唐津市呼子町呼子 3 9 7 2	呼子市民センター 産業・教育課
唐津市七山鳴神の丘運 動公園グラウンド	唐津市七山滝川 1 0 4 6	七山市民センター 産業・教育課
唐津市肥前 総合運動場	肥前町大字入野丙 5 6 5 - 6	肥前市民センター 産業・教育課
唐津市鎮西スポーツセ ンター多目的広場・駐 車場	唐津市鎮西町打上 2 5 7 1 - 3	鎮西市民センター 産業・教育課
唐津市松浦川運動広場 唐津市松浦河畔公園 野球場	唐津市鏡3035-3 唐津市鏡2996	国土交通省承認
唐津市高島ヘリポート 高島小学校	唐津市高島130-2	本庁教育委員会 産業・教育課
高島ヘリポート	唐津市高島1240番1他	総務部 危機管理防災課 (原子力災害時避難円滑化 モデル実証事業で整備)
神集島ヘリポート	唐津市神集島2789番42	
小川島ヘリポート	唐津市呼子町 小川島1065番9、11	
加唐島ヘリポート	唐津市鎮西町加唐島76番3	

馬渡島ヘリポート	唐津市鎮西町 馬渡島1426番2地先	
松島ヘリポート	唐津市鎮西町松島3480番4	
向島ヘリポート	唐津市肥前町向島209番3	

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（統括対策部総括班）に報告するものとする。

2 県の措置

(1) 連絡所の設置

県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2) 宿舎のあっせん

派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、県が、関係市町と協議してあっせんする。

(3) 災害派遣部隊用の施設

県は、派遣部隊の用に供するため次の施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、この施設を使用するものとする。

第6項 活動用資機材の準備	自衛隊、市（危機管理防災課）
----------------------	----------------

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等、自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は関係市町が準備するものとする。ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、

集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第7項 経費の負担	自衛隊、市（危機管理防災課、総務課）
------------------	--------------------

自衛隊の救援活動に要した次に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の自治体の区域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第8項 撤収手続	自衛隊、市（危機管理防災課）
-----------------	----------------

市は、県知事に対し、自衛隊災害派遣の目的が達成されたと認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、県及び自衛隊等と十分協議して、災害派遣撤収要請の依頼をする。

第3節 義援物資、義援金対策計画

市が被災した時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、市、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会（以下「日本赤十字社佐賀県支部等」という。）と相互に協力し、この義援物資、義援金を受付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資の受け入れ、配分等に係る日本赤十字社佐賀県支部等との連携	福祉総務課ほか関係課
--------------------------------------	------------

市は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調整することを基本とする。

1 受入れの基本方針

- (1) 企業・団体等からの大口受け入れを基本とし、個人からの物資は原則として受け取らない（個人には、義援金としての支援に理解を求める）。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の搬送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 受入の広報

市及び県は、円滑な物資の受け入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受付窓口
- (2) 受け入れを希望する義援物資と受け入れを希望しない義援物資のリスト（時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める）
- (3) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む。）
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

第2項 義援金の受け入れ、配分等	日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会市（福祉総務課）
------------------	------------------------------

1 受付け

- (1) 県及び市は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

(2) 日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

(3) 佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

2 受入れ、保管、配分

(1) 市は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管する。

(2) 県は、県に寄せられた義援金を佐賀県共同募金会に預託する。

(3) 日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、あらかじめ定めた計画に基づき、義援金を受け入れ、適切に保管する。

(4) 県は、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と共同で「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(5) 義援金配分委員会は、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとし、配分に当たっては、義援金の受入額や被災状況等を考慮のうえ、配分対象、基準、時期及び支給方法等を定めた配分計画を決定するものとする。

なお、配分計画の速やかな決定に努めることとし、1次配分については、迅速性に重きを置いた配分を行うため1か月以内を目途に決定することとする。

(6) 市は、自ら直接受け入れた義援金及び日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会から送金された義援金を、公平に被災者に対し支給する。

第4節 災害救助法の適用

第1項 救助の本質	
-----------	--

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、県・市、日本赤十字社その他の団体及び県民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体	日本赤十字社佐賀県支部 市（福祉総務課）
----------	-------------------------

市長は知事が、災害救助法による救助を実施する際、これを補助する。ただし、救助に関する職権の一部を市長に委任したときは、市長が救助を実施する。

第3項 適用基準	
----------	--

災害救助法による救助は、市単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに、市ごとに行う。

- 1 市における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数帯数Aに達したとき。

市町の人口	被害世帯数 A	被害世帯数 B
100,000人以上300,000未満	100世帯	50世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、
 注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、
 住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1/2世帯、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。

- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、前表、右欄の被害世帯数Bに達したとき。
- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準	危機管理防災課、消防本部、関係各課
----------------------	-------------------

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。このため、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

- 1 住家
現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
- 2 世帯
生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。
- 3 死者
当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
- 4 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもののうち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6 全焼、全壊、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

7 大規模半壊

住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

8 中規模半壊

大規模半壊には至らない程度で、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

9 半焼、半壊

大規模半壊及び中規模半壊に至らない程度で、住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

10 準半壊

住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積が10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

11 準半壊に至らない（一部損壊）

前記6から10に該当しない住家の被害。

第5項 救助の種類	海上保安部、県警察、福祉総務課、危機管理防災課、消防本部、関係各課
-----------	-----------------------------------

救助の種類は、次による。

救 助 の 種 類	実 施 主 体
1 避難所、応急仮設住宅の供与	知事、市長
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
4 医療及び助産	
5 災害にかかった者の救出	
6 災害にかかった住宅の応急修理	
7 学用品の給与	
8 埋葬	
9 死体の搜索及び処理	
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	

第5節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

市は、災害時に、多数の行方不明者が発生した場合には、的確に搜索を行うとともに死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視の後、処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索	海上保安部、県警察 市（消防本部、危機管理防災課）
---------------	------------------------------

市及び消防本部は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

第2項 処理収容	県警察、海上保安部 市（関係各課、消防本部、生活保護課）
-----------------	---------------------------------

1 検視、身元確認

- (1) 市及び消防本部は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に連絡する。
- (2) 県警察においては、市及び消防本部から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体の引渡しを行う。
- (3) 海上保安部は、市及び消防本部から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体又は死体の引渡しを行う。
- (4) 発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

(5) 県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設ける。

市は、県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

市は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬	市（環境課）
---------------	--------

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

市は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町（福岡県糸島市は平成26年1月27日協定締結）に対し、火葬等の実施を要請する。

県においては、市からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施する。

第8章 災害復旧・復興計画

市は、県と連携し、風水害後、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指した復旧・復興を、適切かつ速やかに行う。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定	市（市政戦略課）
----------------------------	----------

被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すか否かについて、早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者（児）、高齢者等の避難行動要支援者の参画を促進するものとする。

市は県から、広域的な観点から、必要な助言、指導を受ける。

第2項 迅速な原状復旧	県、県警察、関係施設の管理者等 市（こども家庭課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、水産課、上下水道局、農政課、農地林務課、建築住宅課、道路維持課、危機管理防災課、教育総務課）
--------------------	---

市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、県、市及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

1 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園）

(2) 農林水産施設

(3) 都市施設

(4) 上水道、工業用水道

(5) 社会福祉施設

- (6) 公立学校
- (7) 社会教育施設
- (8) 公営住宅
- (9) 公立医療施設
- (10) ライフライン施設
- (11) 交通輸送施設
- (12) その他の施設

2 資金の確保

市及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業災害復旧事業
- オ 歳入欠陥

3 激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県及び市は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の

処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興	市（市政戦略課、危機管理防災課、農地林務課、道路河川管理課、生涯学習文化財課）
------------------	---

1 防災まちづくり

市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、障がい者（児）、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することで、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 河川等の治水安全度の向上
- (3) 土砂災害に対する安全性の確保

県は、市が進める復興を支援する。復興を進めるに当たっては、住民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行う。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市（教育委員会）は、県との連携のもと風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市は、県との連携のもと復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市は、県、国及び他県・市に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

県及び市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細かな支援を行う。

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談	国、県 市（関係各課）
------------------	----------------

市及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台長の作成等	市（危機管理防災課、各市民センター総務・教育課）
-------------------------------	--------------------------

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等	国、県 市（福祉総務課）
-----------------------	-----------------

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、風水害などの自然災害が原因で死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び条例の定めるところにより、風水害などの自然災害が原因で障がいがある住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3 県等の措置

(1) 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

第4項 就労支援	国、県 市（商工振興課）
-----------------	-----------------

市は、県を通して佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

市は県と連携し、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第5項 租税の徴収猶予、減免	国、県、 市（税務課）
-----------------------	----------------

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から2か月】

- (2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）
- (3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）
- (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

- (1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【2か月以内】

- (2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）
- 【1年（やむを得ない場合2年）以内】

- (3) 県税の減免

- ア 個人の県民税（地方税法第45条）
- イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
- ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
- エ 鉦区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
- オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
- カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 市税

- (1) 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、唐津市税条例第18条の2）

申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）

- (3) 市税の減免

- ア 市民税（地方税法第323条、唐津市税条例第51条）
- イ 固定資産税（地方税法第367条、唐津市税条例第71条）
- ウ 軽自動車税（地方税法第454条）
- エ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、唐津市税条例第139条の2）

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免	国民健康保険組合 市（保険年金課）
---	------------------------------

市、国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予（地方税法第15条）
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2、唐津市国民健康保険税条例第16条）
- (3) 減免（地方税法第717条）
- (4) 延滞金の減免（地方税法第723条）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取り扱い等	日本郵便株式会社
------------------------------------	-----------------

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

4 郵政業務等に関する協定

市は、災害時に備え災害情報等の収集、郵便、為替貯金等業務の協力等に関し協定の締結を推進する。

第8項 生活資金の確保	県社会福祉協議会 市（福祉総務課、こども家庭相談室）
--------------------	-------------------------------

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会においては、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子寡婦福祉資金貸付金

県においては、被災した20歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等	市（建築住宅課）
--------------------------	----------

1 公営住宅の提供

県、市は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2 住宅資金の貸付制度

第8項に記載

第10項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保	市（商工振興課、水産課、地域づくり課、農政課、農地林務課、建築住宅課、道路河川管理課、危機管理防災課）
-------------------------------------	---

1 生活必需物資供給の調整

市は、県と連携し、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

市は、県と連携し、被災地の需要を満たし、物価民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第11項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明	市、県（建築住宅課、まちづくり課）
----------------------------	-------------------

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町の活動の支援に努めるものとする。

第3節 生活再建対策

第1項 被災者生活再建支援金	国、県 市（危機管理防災課、福祉総務課）
----------------	-------------------------

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県と良好な連絡体制を維持し、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

第4節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保	市（商工振興課）
--------------------------	----------

市は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

- 1 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
- 2 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
- 3 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
- 4 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保	農政課、水産課、農地林務課
----------------------------------	---------------

- 1 市及び県は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。
- 2 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 3 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第9章 孤立防止対策計画

第1節 孤立防止対策計画	市（危機管理防災課、福祉総務課、高齢者支援課、地域包括支援課、障がい者支援課、地域づくり課、観光文化課、道路維持課、農地林務課）
--------------	--

1 孤立防止のための体制の整備

災害時等に道路や海路が不通になり、山間部の集落や離島等が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や避難道路（迂回路）・海上交通の確保及び避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。

(1) 市

ア 住民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。

イ 県との通信連絡手段の確立及び避難道路（迂回路）の整備等の防災対策を推進する。

ウ 孤立時に優先して救護すべき災害時要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。

エ 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

オ 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

(2) 市民等

救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者避難支援計画等に基づき災害時要配慮者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

(3) 離島等対策

ア 市は、災害時等に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合に備え、平素から防災行政無線等通信手段の確保等のための整備、避難所の整備など孤立対策の推進充実に努める。

イ 市は、災害時等に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合に生活が維持できるよう、生活必需品及び食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

ウ 市は、災害時等における救急患者輸送等のためにヘリポート整備に努める。

エ 市は、離島等孤立地域において救急患者の発生等の緊急事態や食料品、飲料水、生活必需品等の物資輸送が必要な場合等に備え、平素から海上保安部等関係機関への輸送協力依頼及び佐賀県に対する物資等緊急輸送等の要請について協議を行い孤立防止対策の推進充実に努める。

2 孤立防止応急対策

市は、災害時等において道路や海路途絶等により孤立地域（離島含む）が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、県と連携し、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるもの

とする。

(1) 被害実態の早期確認及び救急・救助活動の迅速実施

市および各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、被災地の状況を把握するとともに、迅速な救急救助活動を実施するほか、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

(2) 緊急物資等の輸送

市は、陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力を要請する。

(3) 道路の応急復旧による生活の確保

県及び市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

(4) 離島等対策

ア 市は、災害時等に海上交通が途絶し、離島等が孤立した場合は、防災行政無線、唐津市情報メール、行政放送等通信手段の確保などあらゆる手段をつくして離島の孤立防止に努める。

イ 市は、離島等孤立地域において救急患者の発生等の緊急事態や食料品、飲料水、生活必需品等の物資輸送が必要な場合等は、海上保安部等関係機関への輸送協力依頼及び佐賀県に対しヘリコプター等による救急患者輸送、物資等緊急輸送の要請を行う。

第10章 帰宅困難者対策計画

第1節 帰宅困難者対策	輸送事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者 市（危機管理防災課）
-------------	--

市及び県は、災害の発生によって交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第11章 外国人対策

第1節 外国人対策	市（地域づくり課）
-----------	-----------

1 市町における措置

市町は、地震発生時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

2 県における措置

県は、地震発生時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第12章 複合災害対策

第1節 防災計画、防災業務計画の見直し	各防災関係機関
---------------------	---------

- 1 市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- 2 後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等を見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第2節 複合災害対策への対応	各対策部
----------------	------

- 1 市の災害対応は、当初発生した災害対応体制（本計画に定める「風水害災害対策」「地震・津波災害対策」「原子力災害対策」等）を基本として初動対応を行う。
- 2 地震・津波等と原子力災害の事故が同時に発生するような複合災害時において、差し迫った危険がある場合には放射線被ばくの低減よりも、生命の安全確保を図ることを基本とする。
- 3 災害が連続して発生し、影響が複合化し災害対応が複雑になる事態（その恐れがある場合も含む）の場合は、各災害対応体制における各災害対策部にて優先順位を設け、統合一元化して臨機応援に対応する。

第13章 災害教訓の伝承

第1節 災害教訓の伝承	市（危機管理防災課、関係各課）
-------------	-----------------

県及び市町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保存記録用として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。